

監獄雜誌

第五卷第二号

目 録

● 論說……………	(一) 頁
● 監獄學講義(第二回)	小河滋次郎
● 不定刑期論	雷岡幸助述
● 社會的慈善事業に就て	湘南閑人
● 翻譯……………	(二十) 頁
● 出獄人保護の原則	流 浪 生
● 寄書……………	(二十二) 頁
● 監獄官吏に要する學術及性質を論ず	如夢居士稿
● 授賞手の地位	不知火漁夫投
● 監獄に於ては在監人に對する開取願を許すを得へき乎	獄務研究生
● 浪華生の工場内役囚の坐位法に就て	貳九萬零散史稿
● 雜錄……………	(二十六) 頁
● 監獄則は法律なるへ	香橋園主稿
● 出獄人保護問題に就て	蘇南寒生
● 看守配置法に就て	相陽逸史
● 教育及保護事業雜案	金城 生
● 問答……………	(四十) 頁
● 一罪兩斷に就て	筑南逸偶生
● 通信……………	(四十一) 頁
● 教拾件……………	(四十九) 頁
● 雜報……………	(四十九) 頁
● 監獄彙報……………	(五十六) 頁
● 監獄費問題……………	(五十八) 頁
● 教誨……………	(五十八) 頁
● 北海道集治監教誨師諮問會議事(承前)	(五十八) 頁

警察監獄學會發兌

參謀本部日本戰史編纂委員編輯 (再版出來) 目今正價を以て發賣す

日本戰史 關原役

我邦古來戰史の筆を執せる者影からずとも、木に其の記述の戦史ありし故に參謀本部に於て上古より近時に至る戦史を撰修せんと欲せり。此役は其の關原に據り古書諸正を聚め又關原史の史料を參考し且史實を以て地理を買取せられ、此關ヶ原役の部先づ成る所也。此役を記する者皆關原川の臨時に在るを以て専ら其功徳を頌讚し關原此の事からす今此書は一に遺文實録に據り悉く奇譚粉飾の説を削り、唯正價に於て詳細に編せられたる者に、古來未嘗有の良書なり。

大本全四册
正價一圓五十錢

製本は假製とす、紙入は十錢、脊皮上等製は四十錢増し、郵板廿四錢、但本製は卅錢

和規則全書

本書は官民一般に關する現行の法令を詳細し其改廢追加に併するもの、前且「沿革要領」を掲げて其沿革を明し、又類聚目録を以て「索引」を附し、検索に便する。●本書は廿四年五月初めて出版し、今又廿六年十二月に至る法令を追補して其改廢を訂正す。●舊版所持ある諸君の爲めに、舊版の分を別冊と一金四十錢、郵税十二錢を以て發賣す。

增補第三版全三册
正價金一圓八十錢

郵税五十二錢 ●惣クロース
上等製は三十錢増し

和六法全書

本書は憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の六法を編輯し、附するに皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令、裁判所構成法、執達吏規則、行政裁判法、法例及び附隨の法律及閣令省令訓令を以てす。●此の良書なり。

增補第八版全二册
正價金七十五錢

郵税貳拾錢 ●台本惣クロース
上等製は金拾錢増し

發行所

東京銀座四丁目
(電話一四八三番)

博聞社

豫約出版廣告

八木秀太郎譯

○格氏監獄學

(第一回分)

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーパツハ氏の口に藉りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアヒート監獄クローネ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益なる大著述にして其有用缺くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし。本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此舉あるに至れり。本來原書は六百餘頁の大冊なれば一時に之れを出版するは自他の不便なるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪に刑罰第三篇獄舎の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附録の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり。又最後回には有益なる統計表數種并に繪圖幾枚を添付す。し然るに譯者は勿論本會に於ても専ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれば只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別なる割引法を設けたり。蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられざるもの恐くは一人もなかるべし。唯切に望む各監獄署に於て代金取擧方を協議ありて雙方の手續を要せざる様深く御配慮あらんことを。

豫約出版方法

- 一 第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし
 - 一 冊子は大版一頁十四行三十字詰とす
 - 一 一集の紙數凡百頁以上にして每集假表紙を付す
 - 一 全部完成の後郵税往復とも自辦送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す
 - 一 豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事
 - 一 申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし
 - 一 送本の郵税は本會にて支辨す
 - 一 送金は郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし
 - 一 豫約申込期限は當分の内
- 右の通相定候間例に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

監獄雜誌第五卷第二號

論 說

●監獄學講義 (第二回)

小河 滋 次 郎 述

道義的及び經濟的思想の發達したる結果として兼て又必要的理由(第三)の之を促かせしものありしが爲めに此に始めて所謂自由刑なるもの、嫩芽を發し之を以て漸次幾分か彼の死刑若くは慘虐なる体刑適用の範圍を縮少するに至れり必要的理由とは即ち時、恰かも歐洲にあつては兵馬倥傯兵亂の餘に際會し漂泊浮浪の徒、到る所に出没し剽竊跳梁の害を逞ふするもの其數、擧げて算すべからず始めは嚴刑酷罰を加へて之を驅逐せしも從て制すれば從て起り終には絞臺に用ふる材木及び捕繩に供する麻苧に欠乏を告ぐるに至り亦た以て盛んに死刑及体刑を用ふるに由なからしめたること即ち是れなり

西班牙に於ては浮浪者に對し初犯は其耳を截り再犯以上は之を絞す英國一千五百七十年乃至一千五百九十七年の法律に於ては浮浪者

を罰するに苔杖肉を破り血を流がすに至る、切耳、絞首等を以てし獨逸に在つては初犯は之を國境外に追逐し再犯以後は

或は之を曝市し或は之を苔杖し重きは即ち之を絞す、然かも暫だに以て浮浪者を減少せしむるに至らざりしのみならず反つて益々其數を加へ其害の多からしむるに至りたること各國皆自然らざるはなしと云

へり

是に於て即ち歐洲二三の國に在つて始めて懲役監なるものを創設し恒産定業なくして漂々流浪するの徒を收禁し嚴正なる紀律至難なる勞役の下、秩序的生活に馴致せしむるの必要を感じ英國に在つては即ち千五百九十年首都倫敦に懲役監 (house of correction) を建設し浮浪者、賣淫婦及び遊惰者の徒を集禁し又ニルンベルヒに在つては千五百八十八年、病院を改造して懲治監となし以て乞食の幼者及び遊惰の婦女を閉禁する所となせり是等は即ち近世所謂自由刑執行の場所たる監獄と略ぼ其性質を同ふするものにして此に始めて刑の目的として新たに矯正感化の一を加ふるに至りたるの事實を徴すべく又監獄の嚆矢として之を見るを得べし後ち幾何もなくしてアムステルダムにリウベックに又ハンブルグに相續て懲役監を創設せり而して其目的及び組織に就ては各々多少の差異ありと雖も要するに浪々産なく漂々頼る所なき遊民を懲治矯正して終に以て秩序ある良民的生活に復歸せしめんと欲するに至つては即ち一なり殊に其アムステルダムに於ける懲役監の如きは實に彼の所謂先づ之れに恒産を得せしめよと云ふの原則に基て組織せられたるものなること瞭然たり

前項記する所の懲役監若くは懲治場なるものは始めは尙は未だ一の警察的教育保護の場所たるに過ぎざりしも後に至つて竊盜其他の犯罪にて既に荝杖監禁桎梏等の体刑に處せられたる刑餘頼るなき所の罪囚をも拘禁し終らざるの間に此種の場所に監禁役使することを以て一の刑罰の如くに變遷進化せしむるに至れり蓋し當時に在つては一般に司法の制未だ確立せず行政取締の權域、極めて廣大なりしを以て容易に斯る顯象を見るに至りしことなりと信ず

我國幕政時代に於ける石川島寄場等所は刑餘無籍の遊民を收容する所にして其性質も歐州中に於ける懲治監と異なり

斯くて社會は博愛慈善の主義に感化せらるること漸く深く次第に生命及身體刑の慘を厭ふの情を生じ道義的及宗教的懲治矯正の反つて犯罪防遏の道に適するの感想を起すもの益々多きを加へ自由刑の前途愈々多望なるの機運開け一方にハ又羅馬法王を始め有力なる博愛慈善の有志にして私費を投じて諸種の監獄を創設するもの少からず監獄を以て獨り國家の事に放任せず又慈善的公共事業として社會も亦た汎く其責を盡すへしとの新思路を開くに至れり

斯くて歐洲開明諸國にあつては十七世紀の末より十八世紀の末に至る迄の間殆んど到る所競ふて或は國家の公費を以て或は慈善家の私費を以て懲役監勞役場等各種の監獄を創設せざるはなきの傾向を呈するに至りしが然かも彼の脅嚇主義の根底は社會の地基に入ること甚だ深く容易に以て有力なる司法行政當局者の頭腦を開發するに足らす爲めに自由刑も亦た實際に於ては終に殆んど生命刑若くは身體刑と相撰ばざるの狀況を形成し勞働は乃ち人力に堪ふべからざる所の苦役を以て之れに課し給養は乃ち以て饑餓を凌がしむるに難く教誨は唯た兒戯と一般なる儀式に止まり曾て以て心性改良の効を成さず、衛生行はれず規律立たず老幼房を同ふし甚しきは男女仍は其席を異にせず不潔醜穢實に現世の地獄界を以て名狀すべきもの比々皆然らざるはなし試みに當時に於ける重なる二三邦國の監獄の實況を記述して考證の資に供する所あるべし

英國に於ける當時の監獄は其目的及び性質の甚だ判明せざりしが爲めに大概、未決者と已決囚、犯罪人と民事囚、乞食と狂人、孤兒と浮浪者とを同一獄舎の内に拘禁し同一の看守者若くは取締役をして不完全なる規則の下に之を管理せしめ或は往々にして監獄は暴君汚史の誤用する所となり其己れに便ならざる者を

謂はれなく捕禁するの場所に供せしめたと亦た其例に乏しからず又千七百七十七年、千七百三十年及び千七百五十年の交に於て監獄發生の疫癘の爲めに社會無數の人命を斃したる事例を以て之を推すときは其當時に於ける監獄内部の實況の如何に瀾濁悲惨なりしやを想像すへきなり降つて十八世紀の下半期に於ける監獄の狀況を尋ぬるにホリルド氏の報告に據る。監房は即ち多くは其位置地層の下にあり室、狭くして且つ低く空氣の流通悪く光線の射入亦た十分なる能はず濕氣、常に室内に満ち甚しきは水を以て床を覆ふものあり其給與する所は唯だ些少の麵飽と水あるのみ其祭日等に於て稀れに肉と粗製の麥酒を給與するものあるは僅かに二二三の監獄に過ぎずして是れすらも漸く慈惠家の義捐を仰ぐに由る、臥具を給するは稀有にして其偶々之れあるも半ばは既に腐朽して其用を成さず冬季嚴寒の候と雖ども毫も室を暖むるの備へあるにあらず已未決、雑居し男女の區劃すら亦た甚だ峻嚴なる能はず殊に其民事囚の如きは獨り妻子のみならず時としては又曖昧的婦女の携帶を許るし往々にして其數の反つて真正なる在監囚の員數に超加したるの奇觀をさへ呈せしことなきに非ずキングスベントに於ては在監囚三百九十五人に對し其妻の數、總計六百人の多きに至りたるの事例あり斯くの如く酷遇至らざるなく虐待、殆んど其頂點に達するの景狀なるか故に此に拘繋せらるゝ所の者、如何んぞ能く其健康を保全し得べけんや氣息奄々として僅かに朝露の餘命を保つもの比々皆な是れなるは固より其所なりと雖も然れども亦た其内部に於ては言ふべからざる種々の弊風あり善く獄吏に賄する者は優遇を得ると亦た難からず所謂地獄の沙汰も金次第、苟くも金を投ずれば則ち求めて殆んど得ざる者なく甚しきは長夜の宴を張つて歌舞管絃の快を極むること亦た敢て異となすに足らず、金力のある所又暴威亦た之れに加はり罪囚反つて獄吏よりも強大なる權勢を有し渠れの眼中、獄則なくまた獄吏なし、自由に自ら獄則を設けて自由に之を執行す、獄吏の職とする所は即ち唯た毎朝死屍を取片付け以て獄舎の慘を知るへし若くは罪囚の命を囓んで獄外に使するか如きことに止まると謂ふも誣言にあらず其人物の汚弊なること知るへきなり尤も其當時に於ける獄吏なるものは一般に非常の薄給にして或は全く俸給を與へざるものありと言ふを以て之を見れば恰かも旗亭に於ける婢女の如く凡べて贈遣に由つて生活するの止む能はざるの事情もありしならん將た或は始めより贈遣の多きものなるを以て故らに之れが俸給を薄くし又は全く之れに給與せざりしものならん歟實況既に斯くの如し故に一言以て之を覆へば當時の監獄は其實蕪沼なり酒樓なり遊窟なり又犯罪養成の學校なり未だ以て一の刑罰執行の機關として犯罪の防遏を目的とするの場所として認むへき所あらざるあり

佛國に於ける監獄當時の狀態も亦た前記、英國監獄の狀態と大差あるを見ず其パスナル若くは王城内の監獄時の主權者其已れに伸ならざるは姑らく措き通常の監獄は一般に皆な室房狹隘にして不潔亦た甚しく構造は極めて脆弱にして逃走頻々相續き或は之れか爲めに殆んど全監を空虚なるに至らしめたること甞だに一再のみに非ず給養足らず紀律立たず、富者は寛待せられ貧者は即ち死苦に勝ざるの酷遇を受くるを免かれず殊に其舟子刑の處分を受けて船中に苦役する所の者の境遇は悲惨、實に言語に絶へ小過あれば則ち痛く之を鞭撻し再びすれば即ち斧鉞、忽ち其頭に下り死屍累々殆んど之れか爲めに海底をして淺からしめたりと稱す

普國に於ても彼の獄事改良の卒先者熱心家として有名なる司法大臣フランアルニーム氏の調査報告したる

所に據つて見れば當時の監獄は多くは皆な孤兒院、病院、癲狂院等と接續して建設せられ一房の内、異種多數の罪囚を雜居せしめ構造の不完全なるとは囚徒逃走に關する事務を以て殆んど日々獄吏に課する所の常務となせし程なりと謂ふを以て之を知るべく獄吏の員數は到る所、凡べて僅少なからざるなく其人物も亦た最も汚卑賤劣を極はめ甚しきは則ち日に一丁字なき走卒僮僕の輩を以て之れに任ずるが如きあり例へはケーニクスブルグに於ては二百五十人内外の在監人に對して僅かに理事壹名書記壹名看守一名及門衛壹名を以て之を管理せしめコーセルに於ては六十名乃至七十名を管理するに僅かに壹名の看守を任用せし止まるか如き而して其官吏に對する俸給の如きも一般に極めて吝儉にして到底以て壹人の糊口すら完全なる能はず故に實際に於ては上み長官より下も門衛使丁に至るまで何れも皆な賤劣なる内職を營むか然らざれば則ち公然、賄を在監人若くは其親族に収むる者比々是れならざるはなく或は兼て自らの在監人食料其他一切の給與品の請負人たる業を營み據つて以て暴利を占むる者亦た少からず弊害百出、其間また一の官紀あるを見ず其の他また獄内に在つては常に出産、墮胎、生兒拉殺等の多かりし事實を以て之を推せば如何に當時在監男女が互ひに交通糺合するの自在なりしかを想像すべきなり、衛生保護等のことは殆んど一も此に顧慮する所あらざるもの、如く或は日光入らず外氣通せざる土窖を以て或は雨雪漏り風霞侵かす所の敗屋を以て監房に宛て(フアルテンブルグ、エルピング等の監獄を指す)糞は積んで山をなし尿は流れて河を成すも曾て之を掃洒することあるにあらず不潔臭穢の極、時の觀察者をして一巡則ち病を醸さしめりと云ふ程の實況にして概括する所、普國當時の監獄も亦た彼の英國佛國等に於けるものと其慘に於ては則ち相憐み所あらざりしもの、如し

英國佛國普國等に於ける監獄當時の實況は略ぼ前述する所の如く其慘たる光景は實に吾人をして悽然として心怆魂驚の感に堪へざらしむ煥國、伊國、西國、魯國等の狀況は略ぼ是を以て類推するを得べし因て此には姑らく之を略す

觸目する所盡く是れ慘怛たる暗黒世界にあらざるはなきの間に介立して獨り和藹共和國に在ては社會も亦た犯罪に對して幾分の責務を有す故に行刑の事、獨り犯罪人其者のみを誅殺するを以て事となすべからず併せてまた之を矯正感化して社會有用の良民に復歸せしむるを要すとの真理を刑事上の實際に應用し從つて監獄も亦た此旨趣に據つて大に釐革改良する所あり故に和藹に於ける監獄は當時にあつて既に清潔、規律、秩序及び勤勉等の諸要件具備したる完全の模範監獄としての價直を保ち實に世人をして冥々たる陰雨の闇夜に倅たる一點の星光を望むの想ひおらしめたり

(未完)

編者日本論は空知分監詰北海道集治監教誨師留岡幸助君か明治廿六年十一月北海道集治監教誨師諮問會閉會の際典獄の問に答へ監獄問題に係る意見を述べられしものなり

● 不定刑期論

留岡幸助述

本論を草するに當り余が参考せし書は米人イーシ

一ワインス先生の著開明國に於る監獄及救兒事業 (The State of Prison & Child Saving institutions in Civilised World) と英人歷山ウインタ―氏ノ「エルマイラ」感化的監獄 (Elmira Reformatory) 及余がプロツクウエー典獄へ不定刑期の歴史につき尋ね合せたる返翰及一千八百九十二年「エルマイラ」感化的監獄より出版せられし年報等なり看官其れ

之を諒焉

第一章 其歴史

現世紀の初頭蘇國の監獄や實に暗慘不整の有様なりしがフレデリック、ヒル氏司獄の任命を帯び大に其國の監獄を改良せり、而してヒル氏は不定刑期主義の正理なるを悟り弟マシウ、ダヴエン、ポート、ヒル氏と共に大に該主義を主張せり、マシウダヴエンポート、ヒル氏は當時ホルミンガムの書記官なりしが四十年間法官の坐位を占め氏の名に依て該主義は大に世に唱道されたり、又當時大監督ホイットリ―氏も間接直接に該主義の正當なるを其著書中に論述せり、ホ氏はベンサム氏の後に起り濠洲に押送する流刑囚の不可なるを唱道し該法案の廢棄に期せん爲に大に力を盡したり、嘗て佛國の哲學者生理學者監獄學者なるアスバイン氏も言るとあり其語に曰く「感化的監獄法一般に實施さるゝに至らば不定刑期主義の實行は自ら必要ならん」と千八百五十年若くは千八百五十四年に英人マコノキー氏は不定刑期主義の頗る有益なるを悟り大に該主義を論述せり然れども氏が在職中該主義は實際に適用せられざりき、氏は英國中屈指の司獄官にして當時ノールフォ

期主義監獄の創設を見るに至れり、此れ則ち今のエルマイラ感化的監獄是れなり

蓋しプロツクウエー氏が該感化獄を創設するに至りし所以は過去數百年の經驗は全く失敗して一も監獄の目的を達する能はざりき、於是乎プロツクウエー氏は數十年間理論及び實際に就き刑法及び監獄學を研究し遂に不定刑期主義こそは健全正理の惟一主義なるを看破し今のエルマイラ監獄ヲ創設するに至りたり、當時一人の反對者なくしてア氏の學識名望の府會を通過するに至りしは又以てア氏の學識名望の高き所以を知るに足るべし、而して現今の如く北米合衆國に斯主義が實行さるゝに至りしはエルマイラ感化監獄創設の日にあらずして千八百八十九年ニウヨーク法制院を通過したる法律を以て其濫觴となす

第二章 現今不定刑期の實況

目今北米合衆國にて不定刑期及び假出獄制度を採用する國々は凡そ十六ヶ州なり、而して該制度は紐育州法制院にて制定されし法律にてエルマイラ感化獄に實行せしを以て其嚆矢とす、而して該法律が米國一般に行はるゝに至りしは千八百八十四年ヲハイオ集治監を整頓せん爲めにヲハイオ法制院にて制定

クアイランド殖民監獄の典獄なりき、愛蘭土の名士ソルウォーダラフトン氏(階級法の鼻祖)は該主義の正理に適ふたる完全主義なるを看破し不完全ながらも之を長期刑囚に適用せし先鞭者なり、而して長期刑囚に賞表を添付し以て眞實なる放免期を早からしめたり、該獄則は他の獄則よりも放免をして一層早からしむるにあり、則ち罪囚をして放免は己が謹慎及び勉勵の如何にあれば放免せらるゝとせられざるとは己の行爲にあることを知らしむる最も健全なる主義と謂ふ可し矣、マコノキー法とラフトン法を比較せばラフトン法は簡單にして實施し易きの便あり、而してマコノキークロフトンの兩法は直接に不定刑期主義と斷唱すへからずと雖之が實施の結果より論するときは自ら不定刑期主義となるなり、

千八百七十六年(今を去る十七年前)北米合衆國にてはマイアールプロツクウエー氏不定刑期主義監獄の必要を感じ一の意見書をニウヨーク府會常置員に提出せしが府會は之を立法院に廻し種々調査の末一人の不同意者なくして無事に通過する事となりたり、於是てか地をニウヨーク州エルマイラにトし不定刑

されし法律を以て始とす然れども目今真正不定刑期監獄として行はるゝものは男囚を拘禁する爲に設けられたる七個の感化的監獄なりとす、而して不定刑期主義監獄は何れも皆な刑法改正を渴望せるものゝ如く此れ則ち進歩の徴候と云はずして何ぞや、其の七個とは左に記述するニウヨークマサチューセツツペンシルヴァニアミネソタコロラドヲハイオイリノイスの諸州とす、此外ミシガン州には千八百八十九年ヲハイオ州と同一の法律にて不定刑期律制定されしと雖此は感化的監獄の建設にあらずして普通の集治監内にて或種類の罪囚に限り該主義を實施する者とす、ウエスコニン州も千八百八十九年の法律を以て集治監内にて或種の罪囚に限り實施する事となりたり、此外假出獄制度の行はるゝはフロリダアイヲニアの二州にして又間接に不定刑期主義を示すものはケンタッキイインデアナの兩州なりとす、

ニウヨーク州感化的監獄

千八百七十六年エルマイラに建設されたるニウヨーク州感化的監獄は其目的とするところは十六歳より三十歳に至る迄の罪囚を拘禁する爲なり、蓋し十六歳より三十歳迄の時代は最も感化的の望み多くして健

全且つ正實なる良民として社會に放還するか便利ありはならず、而して遇囚法の基礎たるや全く不定期刑且つ假出獄制度に基するなり、而して該法の實施や北米合衆國にてはエルマイラ感化獄を嚆矢とす、其組織は區別法、分類法、階級法等なり、而して教育法や身體的、作業的、心意的、道義的、體操的に出るものなり、而してエルマイラ感化獄に宣告されたる罪囚は僅少を除くの外千八百七十七年ニウヨーク法制院にて制定されたる條例則ち不定期刑に宣告さるるものなり、然れども罪囚は犯したる罪惡に對しては刑法によりて定めたる最長刑期を超越すべからず、而して不定期刑に處せられたる最短期は實際一ケ年に過ぎず、蓋し如斯人々は入監中完全の行爲ありたるものなり、而してニウヨーク州裁判所より定期刑の宣告にてエルマイラに押送さるるものありと雖此は實も僅少なり、而して此僅少の罪囚は成績さへ好き時は時々の特赦に遭遇するなり、該監獄に拘禁さるるものは内最長刑期の終る迄留禁さるるものありと雖此は假出獄にて赦さるるなり、而して假出獄に處せられたるものは己が行爲、職業、進歩の實況を監獄に向つて毎月報告せざるべからず此假出獄

等を教授するなり、就中健康を害ひたる罪囚は殊更衛生教育を受るなり、斯る周到懇切なる教育は在監者の百中の八十五人迄は出獄后正業に勉勵し以て改悛の實を表せりと、此れ則ち本年該監より發刊されし年報の報ずるところなり

該監に入監せしもの平均年齢は廿一歳なり而して假出獄に處せられたるもの平均年齢は平均一年と九ヶ月なり、

マサチューセツツ州感化的監獄

マサチューセツツ州感化的監獄は千八百八十四年マサチューセツツ州コンコルドに於て創設せられたり、而して千八百八十八年三月迄の入監者の總ては定期刑に宣告されたり、該監か不定期刑と假出獄制度を採用するに至りしは其後の變革なり、而してエルマイラ監獄と異なる點は該監にては重罪と輕罪の差別なく入監を許すなり、重罪は五年の長期刑にして輕罪は二年の短期刑なり、小數を除くの外は皆不定期刑處遇を受く勿論該監は初犯者を拘禁するところなりと雖輕罪犯者に至りては更に年齢に區別なきものとす而して重罪犯者は十四歳より四十歳迄を限りとなす初犯のものは實際拘禁の最短時間は八ヶ月にして其

刑期は六ヶ月なり、假出獄者にして規則に悖戻するとありとせん乎直に監獄局よりは逮捕狀を發し再び該監獄に拘禁するなり、而して在監者にして假令行狀、勉勵、脩學の成績好くして假出獄するに足るものありと雖出獄後の職業定るにあらざれば出獄すると能はざるなり此の事に就ては該監の規則は左の如し

假出獄者の爲に朋友若くは官吏にして出獄后一身を支ふるに足る職業確定さるるにあらざれば假令假出獄の資格具備すると雖假出獄の恩命に浴する能はざるものなり、

分類及階級法 分類法は在監者の入監前後の行狀、性質、教育等に依りて定むるものなり、而して階級法は之を三段に區別す新入監者は第二級に編入するなり蓋し第二級に入りしものは第一級に上進するの希望と第三級に墮落するの憂若ければなり、此編入法は大に良成績を示すものなり、

教育 教育の目的は惟一なり則ち正常なる生活を爲さしめんはめに在監者として身體的、心意的、道義的に教育するにあり、而して此の目的を達せん爲に尙も哲學、實際道義學、兵式躰操、職業教育、文典

他のものは十ヶ月なり輕罪囚の拘禁時間は平均十一ヶ月にして重罪囚は一年と八ヶ月なり、而して入監者の平均年齢は二十二歳なり、

千八百九十一年に至る迄は該監より假出獄に付せられたるものは完全なる放免を得る迄は假出獄者の行狀、生計等の實況をマサチューセツツ監獄局委員へ宛て、報告せざるべからざりしが此規則の改正となりたるは假出獄刑期一年となりたる后のことなりき、

教育 常監教育の基礎は全く宗教的なり、而して此の目的を達せん爲めに罪囚を分類階級、賞表、作業等の處遇及び教育を以てす、而して分房の全數は八百房にして囚員百八十人なり、而して放免されしもの、百中七十五人は正業に勉勵せりと云、入監者の内、感化し難き罪囚あるときは之を感化院に入る、とあるはマサチューセツツ法律の許すところなり、而してエルマイラと異なる點は司獄の事務は一切在監者の補助を假らざるなり、所謂罪囚をして官吏的分子を含む事務は一切取扱はせざるなり、

ペンシルヴァニア州感化的監獄

ペンシルヴァニア州感化的監獄はエルマイラ法に模倣して建てられたり、抑該監の創立は千八百八十九年

二月ハンチントンに建設せられたり、前の監長は現今シカゴ府の警部長なるメーシヨールアルダブリウマクローリー氏なり現今の監長はホンチービーバートン氏なり該監は十五歳より二十五歳迄の罪囚を拘禁するなり、而してエルマイラ感化監獄と同く監長の任命は監獄局の権限内にあり、而して監獄局長は十年間は無報酬なり、而して監長以下官吏の任免は一に監長の権限内にある者です、千八百八十九年二月十日よりは在監者の數順に四百四十人迄増員せり、而して開監已來其全數は一千人以上に達せり、現在囚は五百十六人にして其平均年齢は十九歳なり、實際假出獄にて放免されし平均年限は一年と六ヶ月なり在監者中合衆國裁判所より宣告されし罪囚の外は皆な不定刑期處遇なり、而して感化し難き罪囚あるときは之れをペンシルヴァニア集治監に押送するこゝとあり、而して教育、作業、賞表、兵式躰操、普通躰操等はエルマイラ感化獄と同一にて有効の結果あり而して該監よりは「リホメトリコロド」てふ新聞を發刊せり斯る遇囚法なるを以て假出獄者の百中六十人は成規を遵奉したる結果により放免後正業に勉勵せりと云、

ミソタ州感化的監獄
ミソタ州感化監獄は千八百八十九年セントクロードに創設せられたり、而して其組織は頗るエルマイラに倣せり、教育は授職教育、道義教育、文學教育等あり、而して文學教育中普通教育即ち數學、歴史、文典、文學、道義等の諸課を含蓄せり
千八百九十二年六月二十八の分房を造り以て百三十三人の在監者を拘禁す、而して在監者の雜居を避けん爲めに他に監房を増築せり在監者の平均年齢は二十二歳六ヶ月にして刑期の平均は一年と十一ヶ月なり、千八百九十一年兵式躰操の科を設け大に身體を訓練せり、而して在監者の階級に従て給與工錢の設あり、一級の者は一日に工錢十二錢五厘二級は九錢三級は給與工錢更になし、

コロラド州感化的監獄

コロラド感化監獄は千八百八十九年の法律を以てヴェナガイスタに建設せられたり而して入監者はキアノンシチー集治監より押送せらるゝものと州裁判所より宣告になるものより成立す、而して該監の目的は頑硬極まる罪囚と頑硬其度を高めざる罪囚とは殊更に注意して區別するなり、蓋し傳染を防禦し

イリノイス州感化的監獄

イリノイス感化的監獄は今より四年前即ち千八百八十九年初めてボンチアツクに建設せられたり、諸監獄と異なる點は該監は十六歳より二十一歳迄の罪囚を拘禁するなり而して在監者は全く不定刑期に宣告されたるものに限る、勿論不定刑期に宣告さるゝものど雖法律を以て定められたる刑期は超越すべからず建築は目下新築中にて完全ならずと云ふ、

第三章 不定刑期の原理

過去二十年間歐洲大陸に於て犯罪人を研究するとは著しき進歩を來せり、而して新科學の重なる運動をなすに就き最も力ありしは千八百七十六年（今より十七年前則ち明治九年）以太利國チウリン府に於て出版されたるシーヤーロンプロゾアの著紀人論と名けられたる一書にてぞある、近來加事人學と唱ふるもの歐洲大陸殊に獨、佛に於て盛に講究さるゝと雖もロンプロゾアの著書ころは斯學の嚆矢と謂つべきなり、一言にて斯學派の唱道するところを盡さば犯罪人なるものは常に道義心に於て缺乏するのみならず、身體上、心惹上、感情上に缺損あるものにて犯罪なるものは一部分生來的一部分天然的缺

ヲハイア州感化的監獄

該監建設に就き最も刺激を與へしものはヲハイア集治監より假出獄したる放免者の成績良好なりしよりヲハイア州氏は審て該監設立に賛同せり監の成規及遇囚法はエルマイラ感化監獄と同一にして唯其異なる點は階級の區分單に進級と退級の二級あるのみ、而して授職教育及文學教育苟も社會にありて生活するに必要なるものは凡て教授するなり、該監は設立後日尙は淺きにも拘はらず其結果良好なり、而して漸々完美の域に歩武を進めつゝあり其建築の如きは堅牢にして且つ美麗なり

論 說

損より来るものなり、故に普通人民より見るときは其思想、言語、動作は大に異状を呈し従て亦不正ならざるを得ざるなり、斯派の論者は犯罪の原因を重に身體的、心意、社會的に講究するなり、而して他に該學理を實際に應用せしもの歐洲大陸にありしやと尋ぬるに然らずと云はざるを得ず、斯學理を實地に應用せしは遠く波を隔てたる北米合衆國に其原據を求めざる可らず、新科學歐洲大陸に唱道され従て監獄改良の聲も又た高く或は坪論に或は實際に此が運動に着手せしと雖其實蹟は顯れずして却て罪囚は日月の進むと共に増加する有様なりき、千八百九十二年(明治廿五年)ブラッセルに開設されたる萬國人類學大會議に於て博士デニヌ氏は演説して曰く「過去二十年間に犯罪の數は増加せしと二倍強なり」と云へり斯る由々數現象を單に文明進歩するに隨ひ犯罪も亦た増加するとの簡單なる約言を以て解釋するを得べき乎、曰然らず吾人の思ふところに依れば此原因中重なるものは刑法の不完全なると監獄則の不適當なることに歸せずんばあるべからず

於是乎北米合衆國の名士ヌイアルブロックウェー氏

しと雖も唯之を理論に止めて實際に應用したる人にあらざりしなり、而して不定刑期主義なるものは如何なる點に其根據を置くかと尋ぬるに國家自ら悠久其性命を安全に維持せんとするは國家は自己を防衛せざるべからず、其次は國家に於ける各個人を保護せざるべからず、其故に第一の目的は實利主義ならざるべからず、即ち自己一身の爲めに、第二の目的は正義主義ならざるべからず即ち各個人の安全ならんためなり、此の實利と正義なるものは政府が要求すべき二大要件なり、而して此實利と正義を全ふせんには國家及び國民の安寧を維持せざるべからず之を維持せんとならば罪囚を處遇するに不定刑期主義を以てせざるべからず、

不定刑期主義 抑も莊嚴なる法律を破りし犯人の多數が精神上薄弱にして然る其犯罪は病的(身體器關の不發育及缺損)に歸因するもの多しとすれば之を病人に比較するは當然のことなりとす、而して病人と比較することを得るとせば其遇囚法たるや恰も患者に於ける醫師が其全癒を待ちて後ち退院さするが如く罪囚自らは全然改悛するまでは豫定の刑期を科すべからず、於是乎裁判官なるものは犯人に對して

論 說

十四

然起て不定刑期説の正理なることを唱道するに至れり氏は該論を世に發表し實地不定刑期主義の監獄を建設する以前に於て刑學上の理論を廣く研究したり、加之多年治獄の衝に當りて實地を歴驗し遂に罪囚改良として不定刑期説に若くものなきを斷言するに至れり、是れ實に千八百七十六年なり、恰も好し此年や以太利國にてはロンブローグー氏の新聞書犯人論の出版されたる時なりき、ブロックウェー氏が創設したる不定刑期の感化獄たるや犯人を遇するに當りて之を實際的社會的に處遇するにあり、而してブロックウェー氏は該監獄を設立するに當りて歐洲大陸に起りたる新科學の波瀾は更に考慮するとなかりきと云ふ、奇なる哉以太利にはロンブローグー一派の學者起りて犯罪を社會的に講究し北米合衆國にてはブロックウェー氏慨然として起ち罪囚を實際的社會的に處遇したることや、之を思ひ彼を考ふるときは將來斯の二潮流は必ずや一致合同するの時機來らざるべからざるを信するなり、以太利國にては當時ブロックウェー氏と同一の思想を懷抱せし人なきにあらざり、夫の「罪科學」の鼻祖カロファロ其人の如きは不定刑期主義の正理に適ふたる遇囚法なることは既に論せ

此者は重懲役何年なり此者は有期徒刑何年なりと刑期を定むべき理なきや明かなり、蓋し吾人の考ふるところに據れば法官なるものは此者は有罪なり此者は無罪なりと宣告すべきなり、苟も犯人の刑期を定むる以上は少くとも犯人の性行及教育、身心の能力、家庭の有様及將來に於ける改良の程度迄をも前知するの明をくればあるべからず、恐らくは神ならぬ法官にして斯る全通力を有するものなきや明かなり、然らば犯人の刑期を刑法に於て前定するは原理に於て許さざるものとす、於是乎不定刑期を宣告して放免の時期は犯人の性行を終始視察し以て適度の醫藥を施し得る監獄の運轉師則ち典獄に專任すべきものとす若し果して法官にして犯人に科するに定期期を以てするときは左の二大故障に遭遇せざるべからず、二大故障に遭遇するとせば國家の治安を保護する刑法も適まらざる能はざるや明なり、抑も二大故障とは何ぞや

第一監獄にして其目的を達し犯人を満期以前に改悛せしめたりとすれば則ち有期徒刑十二年に宣告されたるものが八ヶ年の刑期限内に改悛せりとせば如何、監獄なるものは改悛したるものを

十五

何時迄も拘禁するの必要なかるべし、之をしも
ありとせば恰も入院したる患者を全癒の后ち尙
は留院せしむるものと何ぞ撰ばん常人の不幸は
勿論國家に取りて此程不經濟なることなかるべ
し

第二定期刑の如くならば有期徒刑十二年と處せら
れたるものにして十二年の刑期終るも尙ほ改悛
せざるものありとせば如何、此者をも法律の明
文に據れば社會に放免せざるを得ず然らば刑の
目的たる社會自己體の防衛と社會民の安寧を維
持することを得べき乎極めて然らず以是定期刑
は改良せざる者を社會に放免するの憂あれば其
害も極めて大なり吾國再犯者の多きは茲に原因
するものあるを知るなり

之を約言せば定期刑の弊害は改悛せしものを長く刑
場に止め置くの不正理と改悛せざるものを社會に放
免するの不利益あればなり、如斯んば争か國家を防
衛し國民を安寧ならしむる刑の目的を達するを得ん
や、

牧師ダブリュ、エスクロウ氏曰「社會は犯人が既に
なしたる行爲に對して防衛し能はず唯其救罪術なる
怠惰心は閉塞され、狂暴心は抑壓され、勞働の精神
は振起され、而して己が義務を全ふせざることは自
罰を以て刑期を延長することなれば自ら務めざらん
と欲するも得べからざるなり、而して斯かる制裁力
は外面より來るにあらざる内部より湧出するなり、他
動にあらざる自動なり、此養成力は施ては他日社會に
放免さるゝ時の誘惑に克つる準備となるなり、而し
て監獄内にて養成したる自制及自衛力は他日放免後
の彼が道徳力となりて殘るなり、

(ワインズ監獄學六百廿一葉及六百廿三葉)

斯の如き理由存在するを以て不定期刑なるものは眞
正感化主義律の基礎にして又動すべからざる眞理な
りとす、然りと雖ども斯く健全なる不定期刑主義も
司獄官たるもの、人物及才能あるにあらざれば輕卒
に實行すべきものにあらざる完全なる主義はどそが實
行を要するには完全に近き人物を要するなり博士ワ
インズ既に該主義の正理なることを是認し十有餘年
前に當り此主義の健全なることに就きては其大著監
獄學中論せしと雖ども又其實行に就きては困難なる
ことを斷言せり其語に曰く

斯く健全なる不定期刑主義も其實行に至りては

ものは犯人の將さに行はんとする行爲を防衛するに
あり」と蓋し此數言中に不定期刑の原理含み得て餘
りありと謂つべし、
夫れ犯人なるものは國家の法律を犯したるものなれ
ば宜しく懲罰すべきものなり、然れども此と同時に
犯人なるものは又道徳上病人なるが故に其の全癒を
要すべきものなり、以是監獄なるものは此二大目的
を成就せん爲めよ設けられたる刑場及感化場なり、
夫れ懲罰と感化は司獄の衝にあるもの、片時も忘る
べからざる二大警語なり、然れども懲罰は寧ろ方法
なり感化は其が最終目的なり故に感化せん爲めに懲
罰すべしとの言は又忘るべからざる格言なり、

ワインズ曰犯人が爲したる罪惡に適當する丈の刑罰
を科するとせば如何ある標準に據りて其適度を定む
べきか、此れ恐くは爲し能はざることならん刑罰の
標準は眞實適度の刑罰を科するよりも寧ろ想像する
は容易なることなり、
而して定期刑の許に服役するものに取りては改良に
要する時間は却在監者の爲めに仇敵となるなり、
然れども不定期刑の許にある在監者には己が經過す
る時間なる者は則ち好伴侶となるなり、加之ならず

實に困難なることを感せざるを得ず神聖なる監獄
が政治家の左右し得る區域内にあるの間は確に
此主義は行はれざるものとす然れども吾人が信
ずるところに據れば神は必ず早晚行れ難き眞理
を作り賜はず、而して又定期刑より不定期刑に
一足飛びの變化は假令爲し能ふとするも願は
きことにあらざる凡そ主義なるものは最初(恐く
常に)、或制限内に之を適用せざるべからず、

(ワインズ監獄學第六百二十葉)

第四章 結論

前陳の理由あるを以て不定期刑の歸するところは何
人とも雖ども其犯したる罪の種類の如何に拘わらず改
悛の實ありて社會に立ち正業に勉勵し得る丈の才
能を供ふる迄は監獄に拘禁するものありエルマイラ
感化監獄放免の標準に曰く

在監者の犯罪は如何なるものにもせよ苟も放免
し得るに足るべきものは道徳上、智識上、肉躰
上、社會の競争場裡に立ち安全に生活し得る程
の證據現れずんば何人たりとも放免すべきもの
にあらざる

と嗚呼正理なる哉此言や是れ正に不定期刑主義を以

● 社會的慈善事業に就て

湘南 閑人

社會の進化するに從て貧富の懸隔愈々甚しきに至るの事實は吾人之を歐米の經歷に就て不幸ながらも驗知せり此事實は昔に今日の歐米に於て目撃する所なるのみならず我國に在ても徳川氏二百餘年の治世の間漸次如是傾向を示したるは吾人の近く見聞し來りたる所なり人も優勝劣敗の理に洩れさるとなれば今更如何とも此天則を變すへきにあらす唯貧困者をして天命を全ふせしむる丈のことは富有者に於て助力すへきとなるへし然れども今日の如く人種を異にし歴史を異にし言語風俗を異にする各國の割據分立する間は國力の伸張上富有者の存在を必要とするとなれば強ち富有者のみを督促して貧困者の救助に任せしむへきにもあらす若し富有者を誅求すると其度を過ぐれば封建時代に行はれたる御用金の如き弊害を生し他人に超へたる勉強をなし他人の及はざる節儉を守り他人に勝れたる智識を求めて財産を收得するども忽ちにして他人の爲めに之を犠牲とせざるへ

なり何れかに於て施行せざるへからす此點に於て國家と社會との境界は随分漫然たるものにして種々の理論もあり種々の見解もあり又種々の慣例もあり之を要するに國によりて同じからず實際の狀勢に就て見るに富有者多き國乃ち有爲能力の強大なる社會に在ては社會事業の範圍他よりも廣きか如し

今予の聞知する所の社會的慈善事業に就て重要なものを列擧すれば出獄人保護の事不良少年教育の事棄兒院の事幼児保育場の事孤兒院の事病院の事癲癩院の事神經病院の事白痴院の事癩疾院の事養老院の事羸弱醫院の事快復期患者療養所の事肺勞醫院の事肺勞患者療養所の事貧困患者轉地療養所の事小兒轉地療養所の事産科院の事醫員常詰所の事看護婦養成所の事職工教育所の事授産院の事職業媒介所の事貧民庖厨の事各種男女職業學校の事夜學校の事職工住居の事貧民宿泊所の事娛樂場の事浴湯場の事圖書館の事廉價餅乾販賣所の事等殆ど枚擧に遑ならず此等慈善の爲めに毎年歐米諸國に於て費す所は實に莫大にして予輩は只歎服の外なきなり試みに倫動市に於て一年間に費す所の私人の慈善金額等をホーヴ氏の調査に由りて記載すれば左の如し

からすして自己の爲め又子孫の爲めに利益となると思はらずと覺悟し何人も自ら勞して富有者となるの愚を學はざるへく隨て得れば隨て散し遂に大財産家とては地を拂てなきに至るへし是れ併しなから國家の爲めに不幸之より大なるはなきなり國と國との戰爭は硝煙彈雨の間に相見るに止まらず年々歳々商業上に工業上に一日も休止するとなく行はれつゝあり之を文明的の戰爭とす方今學術の非常に發達したる世の中に於ては富有者すなはち強者なり將來は益々此傾向を長育せん富有者は國家の生存競争上最銳利有力なる機械なり此有用なる利器の富有者をして益々發達せしめんと國家の爲めに必要なれば教育費の全部を負担せしめて共倒れとなるか如き虞なからしむへきことなり然れば教育費は之を何處にか求むべき

各國分立の世に方りては結局國家と社會とは同物と謂はざるへからす少くとも國家と社會との利害は其歸する所同一なりとす故に教育事業も之を國家に於て施行すると社會の所爲に一任するとは只其事の舉りさへすれば彼此の間に選ふ所なきなり必要の事は究極必要なれば其必要を生したる上は國家なり社會

慈善會社の總數は千八百九十二年(一昨明治廿五年)に九百八十あり(但調査者の知了する分のみのことなれば此外に幾千あるやも知り難し)て其中調査者の請に應じて報告を爲したる會社の數は七百六十三なり其収入の總額は六百二十四萬六千三百三十六磅(一磅は我金貨五圓)なり尤一個人の直接に施與したる金額並に寺院及宗教上の組合より支出したる金額は此計算外なり然るに他方に於ては各會社の事務費も包含するものと知るへし又此會社中には倫動以外の地方に支社ありて其方に支出したる金額も多少あるへし

右六百餘萬磅の中聖書會社出版會社内外宣教會社寺院建築基金等の収入は三百萬磅なり

病院の収入は六十三萬四千四百五十九磅(病院の數は九十六にして其中報告ありたるは八十八)なり

又老人の保護に支出したる金額は五十二萬七千九百四十一磅なり

教育に費したる金額は四十六萬千九百九十九磅なり

一般救貧費は五十二萬八千四百九十二磅也

救貧の諸設置は九十八箇(其中報告せるもの八十

九)にして就中「シヤリチーオルガニゼーション
サイチー」を以て最有名なるものとせり此外尙
盲啞の保護藥劑師の救助看護婦養成教育所孤兒院
感化院等の設置あり云々

嗚呼實に羨望の至ならずや流石は世界第一の大都會
として慈善事業の用のみにても一ヶ年六百萬磅の巨額
を消費するに至る現今の相場に從ひ大凡一磅を九圓
に換算するときは五千四百萬圓となるなり我四千萬
の同胞よ乞ふ少しく狹省する所あれ

退て我國の現状を見るに轉た慨然に堪へざるもの
あり若し其必要なきか爲めに慈善事業の微々たるとな
らんには眞に慶すべきの至なれども再犯以上の四人
過半に居るの一事を以ても決して其必要なきにあら
ざることを證すべし予は我國に於ては施療病院癲癩白
痴院強制就役場盲啞院職業學校夜學校等の如きは寧
ろ公費を以て設立せんと今日に適切なるべく尙強制
教育場(現今の懲役場)をも監獄より分離して特設せ
んとを希圖するものなるか犯罪豫防に直接の利害あ
る出獄人の保護不良少年の教化棄兒の保育職業の媒
介等は速に慈善者の奮て着手あらんとを熱望せずん
ばあらざるなり此等の慈善事業一面には富有者の

昨年五月獨逸國ギョルツに開會せる同國教育慈善
協會の年會に於て出獄人保護の原則として大多數に
由り議決せる事項左の如し但此決議案は同會報告委
員ヘルセ及シノッセル兩氏の共同起草に係かる

第一項(一)出獄人保護の目的は監獄より放免せら
るゝ者に名譽的道德的且國民的の生活並に秩序的
の經濟に復歸すべき便利若くは幫助を與ふるにあり
(二)出獄人の保護は宗教及仁愛の一大要件にして
併せて國家及社會の利害に關すると小少ならず
(三)各箇の場合に於て個人的の待遇を施すを以て
緊要の原則とす(四)徧く效果あるべき保護事業の
主眼條件は關係者たる國家社會町村及教會なる四
者の秩然たる共同施設なりとす

第二項(一)勞動に堪へず若くは勞動力の不完全な
る放免囚の物質的保護は公共教育の任務に屬する
は特別の注意を以て施行し以て放免囚をして不完
全及不相當の扶助の爲めに再犯に陥るとなからし
むるを要す(二)白痴者愚鈍者及癲癩者は其教育養
務者より此等不具者の保管に供すべき設置に送付
すべし

第三項(一)職業に堪え得る放免囚の保護は首とし

任すべき仁愛的の義務なりとは云へ一面には自家の
利益を保護するの手段ともなるものなり如何とな
れば直接には犯罪の爲めに生命身體及財産の上に蒙
るべき損失を免かるゝことを得べく間接には犯罪の爲
めに警察裁判所及監獄の費用を加へ從て租税の増課
せらるゝを防ぐことなればなり

出獄人保護の事業は之に私人の會社施設に一任す
べきや將た之を市町村の負擔に屬すべきやは自ら別
問題なるを以て他日更に論出するところせん尙茲に結
論として辨せんと欲するの一事あり教育費は宜しく
國家と社會とにて分擔すべし公費は貧富ともに負擔
し社會的の慈善事業とすれば其費用を首として富有
者に仰くとあり予は結局富有者をして尙更苦痛を感
を感せしむるとなく左りとて貧窮者は尙更苦痛を感
するところなき様其間に權衡を保ち得んとを期するもの
なり

●出獄人保護の原則

佐 隈 生

て私人慈善の事業なるべし右は自由なる會社若く
は教會の機關に於て處辦するを得べし(二)該事
業の眼目は職業及生計の授與なりとす現金の付與
は單に此目的の成就に供用せらるゝときに限り去
かも成るべく貸與としてなすことあるべし(三)無
職業者の授産及職業媒介の方法一般に行はれず若
くは不十分なる土地に在て他の方法に依るときは
永久に困難なることを免かれざるに於ては職業授
與の爲めに工業場及職業媒介處を設置すべし一時
留置すべき保護的寄宿場男子の放免囚に在ては
必ずしも排斥すべきにあらす女子の爲めにけ切に
其必要を鳴らざるべからす(四)初年の放免囚は
國家若くは町村の保護に屬すべきものにあらざる
限りは之れか教育を補足する爲めに當該設置に投
し若し又其必要なく或は便利なきときは相當の
習業(即職工の棟梁方に年季住込を云ふ)雇役又は
勞動の位置に周旋すべし(五)放免囚の保護を看護
者を選みて之に委託するに由りて能く効果を收む
ると稀少ならず是は初年者に在ては必ず然りとす
女子放免囚の爲めには婦人の戮力を求むべし若し
成人を看護に付るときは特に慎重にし且扣目に

すへし

第四項放免囚家族の保護は専ら公共の教育にのみ委任すへきにあらす自由なる會社及教會の機關は若し其保護に依りて囚人の家族生活を其放免後に維持し得へき希圖あるときは之か全部或は幾部分を負担せんと最も適當なるへし

寄書

監獄官吏に要する學術及性質を論ず

如夢居士稿

我輩は監獄改良を熱望する者の一人なり今此大專業を遂行せんと欲するに方では勢ひ筆を揮て改良の必要を論じ或は演説を試み或は講話を爲し以て社會の輿論を惹起し當局者は勿論局外者に至るまで共に改良を謀り苟も改良を要する點あらは若々之を改良し漸次其目的を達せざるへからす若し局外者たる人民の輿論を惹起するとなくんば監獄費の地方税支辨たる今日に在ては肝腎なる經費の支出に苦み積極的の改良を遂ぐると頗る難し果して然らば内は長司獄官を以て改良を計畫せしめ外は人民の輿論即ち議會の協賛を得て之を施行せざるへからず畢竟監獄の大改良を爲さんと欲するには到底監獄費を國庫支辨に復せざるへからず我輩今當に此論を主張しつゝありと雖も時機未だ熟せずされは唯國庫費支辨のみを希望し手を束て俟つへき秋にあらざるを以て目下出来得るだけの改良は勉めて之を實行せざるへからす然らば長司獄

す古今情弊の生ずるは多く愛憎心あるに起因す其れ公務上に於ては親戚他人の區別なり故に彼に厚しよて此に薄しよ御戚朋友恩人を愛し其他は之を愛せずと云ふと決て之あるへからす然るに種々の點よりて彼を愛し之を憎み其たしきに至ては甘言以て欺かれ正邪を認る者なりとせず記せよ長藝は口に苦かきその余言を又罪囚を處遇するに方では其罪を認て其人を惡まずとの終言を彫削し苟も愛憎の念あるへからす是れ第一要件の必要なる所以なり

第四 着實なるを要す○口に公平を唱ふるも之か實行を見されは更に其効なり故に表裏反覆の行なく著實に一言行一致すると肝要なり戒しむへきは輕躁淫蕩舉措權にあり

第五 嚴正に於て徳義心あるを要す○在監人を遇するに凡て法律規律に依らざるなり夫れ法律の効用は制裁に在り制裁なるものは即ち強制執行力を有すされは規則に背き故令に違ふ者あるに於ては速に制裁即ち懲罰を加へ犯者を以て監獄の恐るへきを知らしめ決て法律命令に打撈つと能はざるを斷念せしめざるへからす故に獄則に違ふ者あらは苟も假借せず懲罰し其他監獄の規則は總て紀律正しく嚴格に之を執行せざるへからす若し緩慢に流るゝ等のとあるに於ては遂に監獄の紀律を紊し懲戒の道立たざるに至る謬に曰く千丈の堤も蟻穴より崩ると豈眞まざるへけんや然りと雖も唯嚴格なるのみにて徳義心なきに於ては酷に陥り易く爲罪囚を以て改過遷善に赴かしむる能はず故に一方は嚴に懲戒を加へ一方は徳義を以て感化せしむるを要す

第六 熱心なるを要す○法律は完美なるも規則は正確なるも是れ死物なるを以て之を活用するの人なくんば徒法暨則たるに過ぎず然らば之を活用するに方り若し當事者の不熱心なるときは遂に情弱に流れ金科玉瑤たる法律規則も恐くは有名無實に歸すへし况や監獄官吏

官を得て之に當らしむるは何より必要なるへし故に我輩へ茲に本問題を提出して左に意見を述へしは當局者に向て監獄官吏を選擇するの參考に供し一は監獄官吏其人の省慮を煩はさんと欲す

第一 相當の學識あるを要す○此點は獨り監獄官吏のみに限らず何に在ても必要は即ち必要なりと雖も各其必要の點を異にすされは監獄官吏たるには如何なる學識を要する乎曰く普通學は勿論法律學(即ち憲法行政法監獄法刑法附則刑事訴訟法裁判所構成法及民法の大要)及理財財政計等の學術に通し其大要を學び得たる者なるを要す若し法律の大要をも知らずとせば自然法律規則の解釋を誤り從て違法の所爲あるを免かれず果して然らば萬事法律規則を以て支配する所謂犯罪の府たる監獄に在ては一日も勤務するに能はざるなり又理財財政の何たるを知らざるに於ては自家の經營すら尚難し况や巨額たる監獄費の經濟を料理するに於てをや又統計のとは頗る必要あり例へは初犯再犯の増減實罰其他遷善悔悟の微効ある者等之か成績如何を知らんと欲せば悉く皆統計に據らざるへからす知るへし其必要なるを要す

第二 公平なるを要す○凡り人の上に在て事を處理するに方では其處置の公平なるを要するは無論なりと雖も就中監獄官吏の如き幾千百の惡漢を預り之を懲戒感化せしむる大任を帯ぶる者に在ては萬事最も公平の心を以て處置せざるへからす故に在監人を處遇する上に於ても其實罰を行ふ上に於ても又吏員の官罰黜陟を行ふ上に於ても悉く皆公平に出でざるへからす若し公平を欠き苟も不公平の處置あるに於ては紀律の府は變て遂に怨府となり實に言ふへからざるの弊害を生ずるに至る慎まざるへけんや

第三 愛憎心なきを要す○既に公平を要する以上は別段此項を要せざるものゝ如しと雖も尙其點とる所あるを以て更に之を論せんと欲すの如きは唯法律規則を活用するのみを以て足れりとせず尙ほ進て人心を改め即ち罪囚を以て改過遷善に赴かしめされへ其目的を達したりと云ふ能はず其れ此の如く至難の任に在る者なれば尙更以て熱心に職務に従事し倦まず倦まず十年一日の如く孜々匪懈し以て監獄の目的を貫徹するとを勉めざるへからす

第七 銳敏なるを要す○在監人中には狡捷詐欺貨幣偽造等に於て頗る敏捷なる者あり又習慣犯の如き監獄の生活に巧みなる者あり又からざる者雖も是等の惡漢と同房するに於ては狡猾を授けらるゝを以て彼等の犯罪を檢擧し真正の行狀を視察するに實に容易の業にあらざるなり見よ惡計を企つる者は却て外面に從順を裝ひ朴訥なる者は表面節なきを以て俗に云ふ肉を喰ひたる犬は逃げ血を舐めたる犬は打たると云ふ如き如なりとせず然らば則ち銳敏の眼を以て彼等の胸中を洞見し正邪を判別し善行を賞し犯罪者を嚴罰し罪囚の爲に決て欺かるゝとなきを要す

第八 周密なるを要す○假令銳敏の者なりと雖も注意周到ならざれば誤るをなしとせず夫れ犯罪の原因は種々あり又其原因を分析するときは近因及遠因ありと雖も多くは貪欲或は憤怒或は嫉妬等に起因す而して其罪囚の性質を探究すれば或は怠惰或は狡猾或は強暴或は愚鈍あり一々枚舉に遑あらずと雖も要するに多少惡習に長けたる者なるを以て一朝一夕のうちに其性質すら之を知り難し况や其行狀をや然らば周密に注意を加へ彼等か一舉手一投足も忽にせず終始心を配りて視察し賞罰を明かにせされは懲戒感化の道立たざるなり若し賞罰を行ふ上に於て失當の處置あるときは更に賞罰の効なきのみならず自暴自棄の念を生し脱獄其他不良の所爲を企つる者なりとせず其外面生上に於ける注意又は工業及金錢上の取扱に於ける等總て皆注意周密なるを要す

第九 決斷力あるを要す○如何に周密なる者と雖も事を決するに當て
 逡巡躊躇するに於ては時機を失し大なる不都合を生ずるとあり就中
 監獄の如き幾千百人の生命を預る所に在ては事變に際し一臨機の
 處分を要す其急遽に際しては上官の指揮命令を承くるの暇なき場合
 あり是れ決斷力を要す所以なり

第十 清廉潔白なるを要す○凡そ官吏の清廉なるを要するは今更申す
 まてのとなりと雖も昔時監獄に在ては種々なる弊害あり一由其故に
 や地獄の沙汰も金次第杯忌は一言語相傳はれり然りと雖も明治
 の今日に在ては昔の如き弊害なきを信す去りなから多くも監獄中
 に在ては或は物品購入に際し或は製品販賣に際し或は受負工業に就
 て世評あり或は自家の用に囚徒を使役したり或は給食を減して
 如何せしむるか世間の非難攻撃を受けし者なきせず其果して世間に
 傳ふる如き不都合の事實ありや否やは我輩之を知らずと雖も形の
 影に於ける如く多少由る所なくして論議の起る皆蓋し之なるへ
 然らば則ち未決已決の囚徒を預り且多額なる經費を支拂ひ幾千百の
 囚徒を以て工業に就かめ之が製品販賣を取扱ふ所の監獄官吏たる
 者は最も清廉潔白の人にあらざれば能はず外國に於てはいざ知らず
 苟も我國に在ては監獄官吏自ら囚徒に使役し己れが利益を計る等の
 とは決して許すべからざるものなりとす又販賣を任せられたる者は直
 接たる間接たるを論せず己れ之を買ふと能はず此點は法律の規定を
 依て始めて知るべきものにありとす雖も我新民法の如きは即ち
 之を規定せり今何故に之を禁するやと云ふに職務を盡さんと欲すれ
 は少くも高價に賣却せざるべからず然るに己れ之を買はんと欲
 せば其價の廉なるを希望するは勿論なるを以て到底公益と私益とは
 兩立する能へざるを以てなり故に利己心なく清廉潔白の士を要する
 なり

と謂ふへ一而して現今我國に於て普通技術者即ち職人と稱せらるる者
 其多くは若無學不文なるのみならず放縱不紀律に近く到底紀律一貫的
 の監獄に適するが如きは實に望み得べくもあらず夫れ然り世間技術者
 有する者多し又監獄の事情に精通する者も詳からざるへ一と雖之を兼
 備する者に至ては世間果た夫れ幾人かある之れ授業手適任者の誠に繁
 々たる所以なり況んや我監獄則ち分室例に於て授業手職務の規程を其末
 尾に置くを以て或は授業手なる者は押丁の下に在り看守押丁の指揮監
 督を受くべきものと爲し大に之を輕侮するの傾向あり隨て授業手自身も
 亦其授業手たるを慥とせざる者あるに於ておや蓋し現行監獄規則布の
 項に在りては世論幾んど監獄の作業を唯僅に懲戒の具と爲すに過ぎざ
 りを以て其重きを授業手に置かざりしは自然の傾向たりなるべし
 と雖今や世論一變作業を以て再犯豫防の一大要具と爲すに方りては授
 業手の位置も亦之に隨伴すべきは理の當に然るべき所なり故に余は切
 に望む授業手の待遇を以て少くも看守と等しく一判任を以て待遇せら
 れんとを若し然らざれば到底適任の授業手を得べからず又決して工業
 の發達進歩を期すべからざるなり余常に謂く授業手は技師の卵なり
 轉化して技師と爲り生長して技師と爲ると言較諸論に動す雖亦以て
 授業手の輕侮すべからざるを知るにたらんか

●監獄に於ては在監人に對する開取願を許すを得べき乎
 獄務研究生

在監人に對する開取願とは例へば刑事被告人に對し其親屬故舊より或
 は有罪に歸するときは上訴するや否或は差入物を要せざるや否を開取
 り御しありたりと顯出るものゝ如き是なり按するに監獄則に於て通
 信及接見の事を規正したる外本問の如き取扱を認許せし規則あるを知
 らす然らば通信又は接見を要せず便宜は即ち便宜なりと雖も畢竟規則

右ハ監獄官吏に要する學術及性質を假設せしものなりと雖も尚は一の
 論ずべき要件あり何うや曰く身體の健全なるを要するとは是れなり抑も
 監獄の勤務は他に比知なく頗る緊劇なれば他官廳の如く八時間の勤務
 位にては逆も間に合ざるを以て朝に出て夕に歸るは常のこと少く臨
 時の事あるに於ては夜中に入り勤務すると往々之あり況や看守長の如
 きは徹夜勤務に服せざるを得ず然るに若し其の身體健全ならざるに
 於ては到底其職務に堪へざればなり又躁進熱心を以て自得し敢て他人
 の言を容れず豪慢に自處するときは最も避けざるべからず是れ監獄改
 良上の一大妨礙なればなり
 以上記述する如く監獄官吏は六ヶ數ものなるを以て之か擇擢は最も注
 意せざるべからず故に新任するときは唯學術のみならず右の諸要件
 を具ふる者を選任せざるべからず若し又淘汰を行ふに方ては情實を去
 り右要件を欠く無能の人物を非免し良司獄官を用ひ而して其有爲の人
 材は抜擢して特に進め之を用ひて専ら監獄の改良を圖らんとを國家の
 爲め企望して止まざるなり

●授業手の地位
 三池 不知 火 漁 夫 投

監獄の改良を圖らんと欲せしむる先づ司獄官吏其人を改良せざるべ
 からず然り而して之を擯擯するは實に容易の業にあらず彼の授業手の
 如き素より眇たる一小吏なり然りと雖も之を採用せんとするに方りて
 は其困難なると實に豫想の外に出づ蓋し授業手なる者は一方に於ては
 充分なる技術を要すると同時又一方に於ては深く監獄の何たるを知
 悉する者ならざるべからず言を易へて謂へば授業手なる者は看守の技
 術者即ち技術的看守ならざるべからず尚換言すれば授業手なる者は其
 或る技術を有すると共に彼の看守に要する所の資格は幾んど悉く具備
 する者ならざるべからざるなり此に於てか授業手の任職に重且大なり
 の取扱に係るを以て其れか爲め方一禮に吾信の媒介を爲す等の弊を生
 するに於ては治獄上甚た不都合なり故に今日に在てハ許容すべからざ
 るものと史料予實際家の考果して如何

●浪華生の工場内役囚の坐位法に就て
 瓜九 萬 零 散 史 稿

開設全國多數の監獄に於ける工場内役囚の坐位は監守者其入口に立ち
 役囚を以て同一に工場内役囚の入口に向て監守者に正面せしめ又は背に
 して斜面せしむるを現に散史方の監獄に於ても亦然り而るに浪華生な
 る人あり監獄雜誌第四卷第九號に於て各工場内に於ては役囚の坐位に
 就てと云ふ題にて大に現今多數の監獄にて實行せる坐位法を非難せり
 れたり當時散史は之を以て一の理屈までと別々に注意せざりしに近時
 當局者に於ても現行の坐位法を非ざり浪華生の説の如く入口を背に
 一監守者に反面して以て役業に従事せしむるものありと於是散史浪華
 生の所論を熟讀せしかども更に其説に首肯すること能はず却て大なる
 不都合あるを感ず

生曰く工場内役囚の入口に向て坐位を取りむるべきは若し何人か工場に入
 り來るとぞありせんか全因の視線は一帯に其人に射し爲めに大に
 役業を妨ぐと然れども平常工場に入り來るハ典獄監守長の巡回位に
 て偶々其以外の者入り來るあるも道はホンの僅かにして之か爲め役業
 を妨ぐと云ふ程御大層のこなきなり却て官吏の巡回若くは巡視等あると
 きは役囚は相當の敬禮を爲さるべからず此場合役囚は其人を背に
 一之か禮を爲さる可らざるの不都合あり且又物には次序あり例へば
 室内に床あるときは之に面して座するが如く工場内に於ては監守者を
 以て床と本尊とするを以て之に面して座するは坐位法の順序なり
 又た曰く入口に向て座せしむるときは一朝多囚の暴發するとき咄嗟措

直に工場外に逸出するの恐れありと然れども是等は實に稀有のことにして全く紀愛に過ぎず好く又如斯ことあらんか入口には監守者あるを以て之を制御するに何にかあらんか

最後に曰く行状視察上より云ふも入口の方に向て座せしむるときは監守者の視線自己の方に向て注かれつゝあらんか彼等嫌眼者は自から戒備し謹慎の状を装ふも其視線に於て他に轉するときは忽ち放縱自由或は隣坐者と低聲私語するに至るも今若く監守者を背に於て役葉を執らしむるときは斯の如きことなきと此説は少く慣値あるものゝ如く

と雖事實に於て反對の結果あるを如何せん元來彼等放逸自儘殆んど劣等動物と相異ならざる者在ては監守者に面して役葉を執ること實に究屈にして少なくも謹慎の状を装ひ自から戒備するを以て不識不知の間假裝は變りて謹慎其實を得るに至るも之に反し監守者を背に於て役葉を執らしむるときは彼等は牧場の牛羊の如く目前監守者なきを以て或は隣坐者と低聲私語し又は手以て其意を通し目以て之に應ずる如きとあるも監守者は役囚の背後に在るを以て充分是等の所業を看破すること能はずして遂に紀綱紊亂するに至る豈に恐れざるへけんや故に散史は行状視察の點に於て最も生の説を不可とす生以て如何とす

雜誌

●監獄則は法律なるへ

香燭園主稿

監獄則即行刑の原則は法律を以て發布すべきや將た

したる上は決して輕々之を變易すへきにあらす新説の出る毎に倉皇心を動かして風に靡く柳の如く東に西に嬾々然たるは實に原則の爲めに最禁忌する所とす就中行刑の原則に至ては殊に威嚴を必要とし自他の信用を第一の條件とする事業にしあれば傲服を脱するの心地にて頻數に更新する所ありては實際の事局に當る者の難澁容易ならざるなり況や學者の理論とは異なりて法制の原則は漫然變更すべきものにあらざるをや此れは是れ常識を有する者の一人として不同意を唱ふるることなき所なるへし

學者間にも往々行刑の原則は刑法中に規定すへしと論ずる者あるか如し予は敢て不同意を鳴らさんと欲す其故は行刑は全く獨立の行政事務にして絶て刑事司法に屬すへき因由あらざればなり若し行刑の原則を刑法中に規定すること、すれば監獄行政の内務に隸することも不當なりとして之を司法に移付せざるへからざるにあらすや故に予は現今刑法中に存する一二行刑に關する法條をも併せて別に行刑法若くは監獄法と稱する特別の法律を制定せられんことを希望せんはあるへからす

依然勅令を以てすべきやは方今監獄學者間の一問題なるか如し予は此問題に就ては是迄口を緘して雙方の議論を聴取するのみなりしか近時一旦法律を以て規定する上は容易に改正を加ふへからざれば依然勅令を以てするを便利なりとす」どの意味を以て非法律論を主唱する者あるを見て聊か一言の蒸辭を陳するの必要を感ずるに至りたり

原則なるものは一朝一夕にして成立變更するものにあらす皆概ね幾十幾百の年所を経て發達進化するものなり若し今年の原則早くも明年其價値を損失して更に新原則に地歩を譲るへきか如きものならば是れ最初より原則たるの資格を具有せざりしものなり原則とは之を實地の經驗に徴し之を學理に問ひ縦横上下に査覈討究するの後直に動かさること山の如きを明確にして而して後に始めて一定すべきものなり固より如何なる大山巨巖なりとて桑滄の變なきこと能はされは如何なる原則なりとて亦永久不變なりとは斷言すへからす時としては今日の眞理も明日の謬説たるを保すへからざることあり然れども行刑の如き實際應用の事業に在ては決して朝令暮改を容るべき慎重周密なる研究調査を経て一旦原則として採用

爲めに今少しく辨する所あらんとす蓋し不便とは頗る不適當なる文字にして實は不容易と云ふを適當とすへし行刑の原則は容易に變更すへきものにあらざれば其法律をも容易に改正し得へからざること寧ろ望まじけれ況や之に關する議の立法院に出る毎に汎く世人の注意を喚起し殊に一般議員に行刑問題を講すへき機會を與ふるの利あるに於てをや元來監獄の事體たる政治問題としては兎角世人に持囃されざるの傾向あり何となれば華美を缺き趣味に乏しく概して「じみ」に過くれはなり是を以て監獄事業の進運を期するには成るべく頻繁に之に關する問題を議會の議に上度すの策を講せざるへからす結局議會に監獄問題の出ること一回なれば了れたけ監獄思想の擴充するものと見て可なるへし立憲の今日に方りては輿論に依るの必要なること辨するまでもなく明なり予は出來へきことなれば毎年何等かの法案を議會に提出せられたきものと希望するものあり此點に就て當局者の措置宜しきを得されは監獄事業の進歩改良は容易に希望すへからざるへし

終に尙一言せんは法律の改正は固より容易ならざることなれば初最立案の際遺憾なきまで十分審議熟按

あらんことを切望せざるべからず殊に斯道の熱心家より普く意見を徴せられんには必多少の裨益あるべしと信するなり

● 出獄人保護問題に就て

蘇南寒生

昨年五月獨逸教育慈善協會の年會をギョルリッツに開くや前市長ヘルゼ及牧師シュロツセルの兩氏は出獄人保護問題に關する意見書を提出せり今其所論に就て概言すれば一は事業の組織方法に詳にして一は個人の徳道的教化を主とせり是れ固より自然の數なるべし此兩者相待つて則ち一篇の完全なる意見書を構成せりと謂ふべきか

出獄人の保護の必要なるは蓋し辨を須たすして明なり其世人の疑懼嫌厭に逢ひて容易に良民の間に伍するを得べからざるは當然の結果なれば隨て再ひ犯罪に依りて命脈を繋かんとする者の多きも幾分か已むを得ざるの狀勢なりと謂はざるべからず故に仁愛の點を外にするも彼の徒を保護して相應の位置職業に就かしめんと實に政界上及財政上の必要ありて存するなり

之を苦むるの外あらざるべし又出獄人の品性も從て保護の許否を決定せんと欲するは不當なるべし其故は何人も善惡なきにあらす且心性の善惡を判別するに容易の業にあらざればなりヘルゼ氏は職業の好惡を以て標的となさんとしシュロツセル氏は重りに心理的の觀察に由り臨機の決定に一任せんとせり保護の最適切なる時機は出獄の際なりとす而して其後數週間若くは數月間引續き保護せんと會社の重要な任務なるべし然るに出獄人に於て保護會社員を信仰せざる様にては無効なるよつき在監中より交渉せんとを要するなり其他保護に關する細目に至ては繁括的に一定すべきにあらす寧ろ場合に由り又保護會社員其人にも由るとなるべし只教育上の原則例之は現金を交付すべからず成るべく物品を以て給養すべしと云ふか如きは亦出獄人の保護にも適用せらるべし

出獄人の保護は何人の負擔すべきものなるや是れ大に疑なきと能はざる所なり最初は國家を以て之に擬せり然れども出獄人保護の一大要點は道徳的作用にあるを以て行政事務として之を處理せんと頗る其當を得ざるか如し故に大抵各地とも之を私立會社に委任して國家よりは補助金を付與するべしとせり然れども尙其一大部分は國家若くは町村の負擔を脱せざるなり何となれば多數の出獄人は精神上若くは身體上の不具者にして自ら生計を營み能はざれば國家若くは町村に於て永く之に相當の庇護を加へざる可らず其者若し乞丐又は流浪の徒なれば殊に然りとす又教育行政に在ては在監人の家族を扶助して其家道の維持を計らざるべからず是を以て國家若くは町村は出獄人保護會社に物質的の補助を與ふるものと謂ふべし

出獄人は相當の位置職業に有付くまで悉皆保護すべきものなるべし勿論なるべし然れども中には住居を移轉し若くは國外に移住して以て舊惡の痕跡を湮滅し一新生面を開きて社會に立つことを得る者もあるべし若し此等の徒を保護會社に於て何時迄も追跡することあらんには警察監視に類する結果となりて徒らに爲めに特別の職業媒介を施行し得べからざるにあらす又保護會社に於て直接に職業を出獄人に授け得べからざるにあらす是は實に望まじき至なれども會社に於ては非常の犠牲を要し之に相應する効果とてはあらざるべきなり何人も此負擔を保護會社若くは貧民行政に嫁せんと欲するはあらじ

少く細事に涉れども殊に大切なるは監獄の給與工錢を出獄人に交付するに如何せば最善きやの問題なりとす出獄人の之を暫時にして飲食娛樂の爲めに消盡するは遺憾なから屢々日撃する所の事實なれば如何かして之を保管せざるべからざれども此工錢を監獄署又は保護會社に於て永く保管するも如何のものにや聊か疑なきと能はず尋て重要な問題は出獄人の爲めに寄宿所を必要とするや如何にして出獄の際一時世路の艱難及誘惑を避けしむるか爲めに其必要あるか如くに思はるれども男子に在ては斷然かゝる必要なしと言ふとを得べし如何となれば既に多人數の集合する寄宿所とあれば紀律なかるべからず然るに出獄人は大抵皆之を嫌忌するとなるべく其上繫獄を延長するか如き外觀を呈し寄宿所を出づる時の事情は監獄より放免せらるるの際に比して著く佳長と

なるの目途もあるとなし之に反して婦女子の爲めには暫時寄宿所に留置せんと利益なるへし是は言ふまでもなく孤獨の婦女子は風俗上至大の危険に瀕するものなればなり

之を要するに出獄人の保護は至難の事業なりとす其效果の有無は主として慈善家一身上の作用に繫ると多し寧ろ一層緊急なるは犯罪に陥る人を成るべく少數に止めんとなりとす此方向に於ては國家並に社會とも施設すべき所の事業頗る多し然るに方今尙等閑に付して省みざると少からず殊に幼年者就中癡狂者の保護は未だ最十分ならずと言はざるへからず精神病者及癡狂者の犯罪すると最多きの事實を查明したる上は最有效なる犯罪の豫防手段を那邊に求むべきや自ら明瞭なるべき次第なり

●看守配置法に就て

相 陽 逸 史

嚮者看守勤務法に就て少しく卑見を開陳する所ありたるに幸に某誌紙上に於て懇切なる教示を辱ふし感

りて心術を明察し作業を指示し衛生法を訓諭し法紀の誤解を除き不當の苦痛に呻吟する者を救済し奸策陰謀を未發に鎮壓し其他何と云ひ何と云ふ凡て智巧を要し敏活を要し果斷を要し忍容を要する専ら晝勤看守の勤務と相離れざる所の種々無量の事項あるを以てなり之に反して夜勤に至ては其勤務の主として器械的にして頗る簡單輕易なると實に同日の談にあらず僅に就寢の刻限に至る乞は房内の動靜に注意して不都合をからしむるの重任あるに過ぎず其餘は監内外を巡視して非常の事變なき様に取締すれは足れり尤夜勤の巡行ありとて全く輕視すべきにはあらず破監逃走は夜間を多しとし殊に雜居房に在ては惡謀を私語する者もあらん竊姦を行ふ者もあらん又自殺を謀る者もあらん是等を時を忽らす發見するに否は一に巡行者の用心如何にあり某監に於て夜半監外を巡行するの際監房窓下に煌々たる微光の時々陰顯するを望見し深く怪みて諦視するに復た一物の目を遮るる望見し深く怪みて諦視するも何の異状なし然るに尙疑を挟みて看守長に申告し看守長は直に該房を開扉して檢査するに何を計らん既に縦柱一本全く截斷しあらんとは由て其使用せる利器の出處を訊

謝の至に存するなり只金玉の文字も簡單に過ぎたる爲め何分旨趣の所在を辨し難きを遺憾とするのみ仰き希くは更に一々理由を明にして予輩の蒙を啓くの勞を吝まれさらんとを

擬今回配置法に就て兼て思考する所を畧述せんとす然るに此問題は各監の實地に臨みて講究する所あるにあらざれば決して肯綮に中たると能はざるへし故に概括的に一般の原則を立案するに過ぎざるなり讀者この意を了せられんとを乞ふ

先看守部長門衛看守病監看守炊場看守等は晝夜分勤の例外として茲に省き單に晝夜分勤に屬する者に就て論すへし晝夜分勤は之を大別して三種となすとを得へし第一は獨逸の監獄に於て往々其例あるか如く始終同一の人員を以て夜勤に充て一切晝夜の交代なきものは是なり元來看守の勤務を以て容易ならずとし隨て多年の熟練を要するとなす所以のものは畢竟自己の言行を以て囚人の標的となし其心性に至善なる感動を與へ時としては之を教誨し又時としては其至親至切なる相談相手となり一方に於ては刑罰實行の監視者たる威嚴を全くし一々其言語動作に注目し其片言隻語に由て胸中を洞觀し其一舉手一投足に由

究するに該囚は先年其隣房に居りたることあり當時は身體檢査も未だ今日の如く嚴重ならざりしに由りて銳利なる至て小形の鋸一葉を巧みに包藏して間仕切の羽目板に挿入し置き爾後轉房して最早之を斷念し居りたるに僥倖にも隣接の監房に入るととなり竊に羽目を探くるに依然舊所に存在せしを以て天未だ我を棄てずと踴躍し是に至りて更に破監を企て今日に至れりと首服せり嗚呼疎疎たる次第にあらすや若し巡行の看守にしてかくまで注意の行届くにあらすんは其夜の中に破監逃走を遂げしめたるやも知るべからず故に夜勤の巡行は周到なる注意を要するに勿論なり唯晝勤の多般複雜なる勤務に比するときは相對的に輕易簡單なりと云ふのみ此の如く勤務の難易にも差別あれば隨て其人も亦同一なるを要するとなし約言すれば未だ熟練せざる新進の看守を夜勤に充用し漸次勤續して年功を積み且俸給も増額するの後晝勤に轉用するとなり是は實に一理ある見識と謂ふべし彼國の各都市には巡查の外に夜警吏なるものを特設せり此種の警吏は其職にあらん限り五年にても十年にても夜間勤務して晝間休息し究極常人に比すれば晝夜轉倒の生活をなすなり生理學及物理學上よ

り推考するときは甚しく健康を障害すべきが如くあれども實際は統計上此の如き事實のあらざるなり故に夜勤専務の看守なりとて衛生上大害を蒙るものにあらざるへし只相應の構造を有する官舎を監獄の近傍に設けて夜勤看守を悉皆官舎住居となすへきなり且勤務上の便宜を計りて二三の練達せる故參高級の看守を夜勤に配すべきなり第二は總員を例令は四部に區分し其一部を夜勤とし毎十日又は毎二週間又は每一ヶ月等の期限を以て輪轉交代するものとす今や我國に於ても又獨逸國に於ても此分勤法を以て普通とするか如し勤務の平均なる一點に着眼するときは最良なる方法なりとす但俸給に差異ある上は高級者は難局に當り下級者は簡易の勤務に服するを至當とすへければ單に平均のみに重きを置くも如何にやと思はる既に高等官の俸給は主として職給制に依るとなれば看守の俸給も之に倣ふべきと當然なるか如し且や夜勤の當初數日間は平生の習慣に違ふに由り身體並に精神に多少異状を感じて苦痛なきにあらざるへく而して漸く晝眠夜覺に慣るゝ比ひ更に本に復して奮動となるとなれば安眠して心身を保養するの違あらす之か爲に晝夜分勤の長制に對する異議の生し

あるを發見したりとせば其責を何人に歸すべきや或は一工場の便所より危険なる通謀の密書を搜出せば如何若し工場擔當の人員時々變更するの組織ならんには結局責任者の出つるとなくまさか當日の擔當者のみを責罰するともならずさりとは是迄擔當者となりたることある數人若くは數十人を悉皆責任者とするともならず如何に嚴密に詮索するも終には泣寢入となるの外あらざるへし故に輪轉配置法は嚴正なる勤務と一致すると能はず是に於てか分擔配置法の必要を生ずるあり

予の茲に分擔配置法と稱するは各工場を區劃して看守一人に付平均卅四前後の比例を以て毎區に一人の擔任看守を置き之をして受持四人に關する百般の責に任せしむるなり但夜間は勿論格別なりとす看守一人に於て擔任し得へき四員は諸般の事情に由りて相異なるへく概括的には一定すべきに非ざるなり工場の構造にも由り四人の種類にも由り作業にも由り看守總人員配置の都合にも由るなるへし兎に角各工場を分割して幾多の看守受持區とし判然其境界を設け以て各自の責任を明にすへし此の如くするときは種々の利益あり擔當看守に於ては自己の終始責任を帶

たるにはあらずやに想像せらるる故に此方法を採川するときは交代期限を成るへく長期とすへし第三は毎日一名若くは數名つゝ交代する方法なり例之は夜勤の人員を十五名とし毎日一名つゝ交代するとすれば各自の夜勤期限は十五日間となるなり又夜勤の半數若くは三分一つゝ順次交錯して交代する方法も此種に屬するなり此等の方法は一際に全員の交代するとなきに由りられたけの便益はあることあるへし然れども同一の勤務に同一の人員を配置するに比すれば其得失更に辨を須たすして明なるへし

今や一步を進めて晝勤の配置を論せんに共同責任の輪轉主義は予の最取らざるところなりとす是ハ從來最汎く行はれたる所の配置法にして當番人員を所謂札繰りに由りて今日某甲某は何工場乙某は何勤務と毎日人員の都合に従ひて適宜に配置するものなり此方法に由るときは概して擔任者なるものなく終始一貫の責任を生ずるとなければ歸する所は其日一日たけ無事に經過すれば可なりとの不深切なる苟息苟安の思想を惹起し易きものなり茲に一例を假設せんに一工場に於て破監の用に供し得らるへき利器の包藏し

して受持とする所の工場作業及四人の三者に就て深き利害を感じ其一念日夜胸中を往來し自ら熱心と興味とを生起し從ひて勤務に深切なるに至るへし其效や自己受持の工場を思ふと吾か家に譲らす其保存に注意し破損を防ぎ清潔を保拂し吾か受持四人中より犯則者病者死者等を出さす之に反して善行者改悛者を陸續輩出せしめんと心に期し之を視ると猶子の如く日々誠實懇切に之を誘導するに由り如何に頑迷愚蒙なる四人も遂には不肖兒の嚴父に於けるか如くに真心畏服敬慕するととなるへく且永く四人の監督を受くると知る上は一身の利害を慮りて表面のみなりとも服従すへし又久く同工場を受持つときは該作業にも精通し指示督勵上に莫大の利益あるへし例令毎工業に授業手を付するとも看守に於て之に通せざるときは冥々中になりとも欺罔せらるゝとあるを免かれざるへし以上開列する所のみにて既に其效益灼然たるを見るへし若し其れ勤務に熱心なると大なるは反りて弊害を生ずと云ふが如き固陋の説に至りては殆ど反駁の價値とてあらずるなり勤務に熱心にして不可なれば其反對なる不熱心を可なりと謂はざるへからず世間豈此の如き理あらんや予は老練を

以て自ら許し而して油斷大敵の箴言を念はず反りて新参者の後に瞳若たるものを悪み且怒むと雖不敏にして未だ熱心にして弊害を生起するの謂れを知るとを得ざるなり又永く同一の四人を受持ち同一の工場を管理するときは公私の別を失ひ狎暱の弊に流れ易しと論するものもあるべきかなれども是は獄務の厳正を解せず秩序的の監督を行ふの道を得ざる者の言ふなるへし若し萬一此等の弊習あらんには是は配置法の罪にあらすして監督不行届の責に歸せざるへからす練達と營私又熟知と狎暱との間に何等の關係あらんや

前項に言へるか如く適任の看守を選抜して各區劃の擔任者よ充て其餘は豫備員として諸般の補充に充つへし豫備員は監獄の大小に由りて一定すへからされども必ず多少なきと能はず疾病事故の爲めに不參する者を補充し毎日午餐等の休憩時に補充するの必要あり其他監内外の護送あり臨時掃除運搬等戒護の事あり又各區には擔任看守一人の外第二者の在るとあらざれば不慮に備ふる爲め不斷各工場の間を巡行するの必要あり

各區劃の擔任看守は自己受持の四人に關する一切萬長に於て其缺を補ふとすへし尙近來看守部長の制をも擴充せられたれば之を此に充用するも可なるへし

各看守長擔任區劃の間に不權衡を生せざらんか爲めには典獄の巡視あり課長の巡回あり又會議ありて十分を匡救するに足るなり四人の擔任者に對する情苦は逐次上級監督官に其巡視の際申述することを得れば別に毫も憂ふへき次第あらざるなり又工場内の事變を慮りて前記巡行の外尙各工場間並に工場と看守休憩所及第二課との間に號響線を架すへし其外呼子笛もあり尙工場と工場との間には大概格別の距離あるともなし

終に夜勤の配置に就て一言せんは是も亦晝勤に準して翼舎若くは棟に從ひて擔任の區劃を設け常に擔當者を一定し置くへし尙十字形等の獄舎に在りては中央監視場に看守長若くは看守部長の常住するを要すへし如何となれば一般の勤務を監督するものなればなり但此監督官自ら監内を巡行するの間は勿論格別なりとす

右不相變冗長の文字となり徒らに紙上を塞くの嫌ありて恐縮の至に堪えされは餘は他日に譲りて謹みて

端の擔任者たるへし疾病時に診察を乞ふも書信の發送を出願するも食物の購給書籍の看讀を請求するも作業素品の受領も製品の検査も悉皆擔任看守を経由せざるへからす此の如くなれば擔任看守に在ては僅々三十名前後のとあれば四人身上の萬事を諳知詳悉するを得て訓戒又は監督上に至大の便利を感ずるのみならず四人は誑惑誦詐の成らざるを覺悟して遂には毒舌を弄するものなきに至るへし

右の如く四人の身上を舉げて一に擔任看守の監督に屬するとなれば更に上官の看守を監督するの道も整然完備せざるへからす看守長の勤務も若し其人員に不足を告げざるときは成るべく各自の擔任區劃を設け例之は其人員三名なれば全監を三區に分ち二名なれば二區に分つととし以て其責任を明にするを可とす當に責任を明にするの利益あるのみならず相互の競争に由りて進歩改良を催進するの效實に舉げて言ふへからざるなり而して看守長は各自の擔任區域内に晝間の大半を消光し其間終始巡視監督することすれば必ず失當不公平等の弊害を生ずるとなかるへし看守長は一人つゝ交代して夜直するとなれば其翌日は終日の勤務に耐ゆへからす故に第二課長たる看守

筆を擱くに際し大方に向ひて敢て豫め願望せんと欲するは看守の勤務法なり配置法なり目下の大問題と思考するを以て高見を蓄えらるゝ諸君は續々玉稿を投して本問題の解釋に一臂の助を賜はり併せて予輩に教示せられんことを悃懇の至にこそ

● 教育及保護事業雜束 金城 生

柏林市の救貧費總額は明治廿四年度に於て一千二百二十六萬八千八百三十一馬克二五にして前年度より増すこと百五十九萬四千二百六十三馬克五六即百分比にては一四、九四%ありし之に對する収入は二百三十五萬二千九百四馬克五九にして前年度に比すれば五十五萬六千九百九馬克六七即二八、六七%の増加なり故に市の負擔に歸せる補助金額は九百九十一萬五千九百二十六馬克六六を要し前年度より九十三萬八千五百五十三馬克八九即一〇、四五%を増加せり實に偉なりと謂はざるへけんや柏林市の人口は略我東京と伯仲せり東京の土人は此記事を一見して果して何等の感をかかず我國人の平生貧乏視する獨逸國の都市にして尙且此巨額を單に教育事業の一途に支出して格別苦痛の聲を聞かめず況や倫動市の一

層巨額を消費するを聞かば益々驚歎せざるを得へけんや我國人は前途猶遠なるを思ひて愈々奮發せざるべからざるなり尙少しく詳細の事項を摘記せん

に醫療を要したるは婦女(寡婦棄婦出婦)及小兒に多く男子には少し而して男子にて醫療を受けたるは疾病保險組合より除名せられたる者に多し病者の員數は五萬七千四百六十九人にして其中男子は百分の十七女子は百分の五十二小兒は百分の三十一なり伯林の通常人口(兵員を除きたる員數)は百五十九萬二千二百二十八人なれば千人に付大率三十六人の病者を出したる割合あり伯林には三十四の醫療區あり各區を通して百十四人の酒毒患者に施療せり其經過は皆慢性なりし又大酒家の疾病は増加の傾向ありて概して不良の經過を呈せりと

○出獄人保護會社の合併に就て

獨逸國各國各州には大抵數十箇の保護會社ありて各自獨立して其事業を經營するに由り自ら不便にもあり殊に事業の發達上に不利なきにあらざれば普漏士の内務大臣は客臘未だ聯合の運に至らざる諸州に向て勸告する所ありたりと云へり其組織の最完全なりと稱せらるゝは巴丁大公國にして六十箇の地方支社

己の住居あれば宿泊切符の代に四十「サンチーム」(大凡十五錢)の金を交付せらるる其一人一日の費用は一「フラン」七十「サンチーム」(大凡六十錢)を要せり

一昨年五月廿二日の開業より同年十二月三十一日迄の間に男子三百八十四人と女子百二十八人とに授職し其中二百三十一人は會社に於て相當の職業を周旋し四十一人は郷里に送還し十六人は病院に送り九十六人は自ら職業を索め五十九人は無斷にて失踪し十四人は不行跡の爲めに放逐せり一人平均の保護日數は十一日なりと右の單に僅少なる時日の試験に過ぎざれば未だ其得失を判知し難きと勿論なるへし稍や舊習なから面白き趣向と思へば抄録しつ

○英國及威爾斯の國庫教育費

一昨年夏半季の教育費總額ハ二百十九萬千七百七十二磅にして九十九萬八千七百八十三磅は教育場内の費用又百十九萬二千三百八十九磅は場外の費用なり尙前者の内譯は貧民評議官若くは貧民管理官の管轄に屬する工業場等に支出せる金額九十四萬九千六百四十四磅其他の諸設置に支出せる金額四萬九千三百三十九磅なり後者の内譯は現金救助(授業料を除く)百五萬三千三百六十六磅、授業料八百八十八磅、現品

あり悉く中央の本社と聯絡を通せりライン、ウェストフアーレンにては従前一會社に纏まり居たる處近時に至り更に舊教組織の監獄協會を創設して舊來の新教組織より分離せりサクセン州及アンハルト公國は斯事業の爲めに一監獄協會を創立せりシュレースウヒ、ホルスタイン州も放免囚及改悛者(強制就役者)保護中央協會なるものを創立せり我國に於ても漸次出獄人保護事業の發達する機運に向ひ來るか如くなれば最初より東京に中央會社を置き各地方には支社を設けて彼此脈絡を通すべき組織となしたきものなり一旦各個獨立して成立し既に幾等かの歴史を有するに至る上からは容易に合併の運になり難きとなるへし當局者それ之を熟圖せよ

○巴里の職業保護會社

一昨年巴里市に於て無職業者及職業嫌忌者に一時授職するの目的を以て表題の如き會社を設立せる者あり其趣向は被保護者に就業切符を付與し其者此切符を工場に持參すれば特別の技藝を要せざる輕易の作業を科せられ食時になれば食事切符を受け一定の料理店に至れば他の客同様喫食するを得べく夜は又宿泊切符を得て一定の旅店に投するとなり若し自

救助十一萬三千三百二十四磅なり此の如く授業料の減少せるは全く一昨々年發布の小學校授業料法の賜なるへ一現に前年の同半季間には一萬四千九百十四磅の支出ありたればなり

○在監人家族の保護

概して出獄人の保護と説くとなれども實際に於ては一家の主人若くは所謂稼人の入獄中は其家族の糊口に差支なき様保護を與へ一面には家族の困窮の餘犯罪するか如き憂なからしめ一面には在監人の出獄する際歸るに家ある様に配慮すると犯罪豫防上最必要なり總して父母妻子の儼然一家を構へて安全に生計を立て居るときは在監人も大に心を安んじて行狀をも謹慎し作業にも勉勵し工錢をも成るべく多く貯蓄して首尾好く一日も速に放免せられんとを専ら祈念するを常とすれども若し家族は離散して踪跡も分明ならず又家も屋敷も田畑も皆人の手に渡り自家の財産としては皆無になりたりなどの音信を聞くときは最初は憂鬱に堪ねざるか如く後には疑懼の餘遂に逃走をも企つるに至ると往々にして之あり實に在監人家族の保護は忽諾に付すべからざるなり

○エルベルフェルド制

エルベルフェルド制貧民教育の漸次流行して歐米各國の間に其名聲を馳するに至りたるを聞くと近時屢こなれば我讀者の爲めに其一斑を記せんにエルベルフェルド市に於て目今行はるゝ所の市民自治の貧民教育は既に四十年以來毫も變更する所なく而かも其成績良好なり抑も同市の教育は全く市民の負擔する所にして市を數區に分ち每區に區長と數名の貧民看護者を置き救助を要すべき貧民あるときは時機を愆らす處置を施し各區に於て不權衡不均一のとなからん様にと毎二週間に區長會議を開き協議するなり此教育制施行の當初は大抵何人も看護者となりて日々貧民と交通し其苦痛を聞き其慘狀を目撃するを厭ひたれども漸次公共心及仁愛心の勝利に歸し今は何人も好て此名譽職に當るの美風を生し出せり而して區長は多年看護者として經驗ある者の中より選拔せらるゝことにして其會議に漫に缺席する者とは未だ曾て之なし昨年未の救助件數は千五十三にして其中獨身者四百九十三人家族ある者四百九十七戸並に育兒六十三人なりし之を當時の看護者四百七十八名に割當れ一人に付二件餘に當れり此自治教育制は獨逸國內に於て多少折衷の上模倣せられたるに止まらず

付かざるもの

二 異動ある工業に従事し時々無職業となるもの
 三世の需要に超過する工業に従事し糊口の資を得ると能はざるもの
 四 普通の腕前なく若くは不具者にして僱役者ありざるもの

右の區別も固より判然たるものにあらす又職業と土地とに由りて需要供給の關係常に變動するを免かれず故に更に其主因を列擧して季候の變換工業の盛衰流行の變遷工業地の異動製造方の變化等是なりと云へり

無職業の解釋及原因に從て其匡救策も異なるへし職工組合の如きは無職業者を其間救助し若くは他の職業に媒介せんと欲し職工教育所の如きは無職業者を一時若くは常時職業市場の競争より遠けんと欲し市の公設救貧委員の如きは臨時工業停滯の爲に困難する者を救助せんと欲し其他最早當該職業に耐へざる者を故らに幾分なりとも使役せんと欲するあり満期の兵員若くは一定の種類の出獄人にして自己の勞力に由りては職業に就き難き者に授職せんと欲するあり其中無職業者の匡救に效あると最多き職工組合

諸外國へも擴充するの景況なり世人は各區長及看護者の處分區々に涉り到底均一の施行を期し難かるへしと憂慮し有給の監視者を置きて其短所を補はんと欲するもの少からざれどもエルベルフェルドに於ては從來の儘にて些の不都合なしと主張して斷乎動かさるなり是も其理なきにあらす區長及看護者たる者は獨立の名譽職なればこそ各自の職業を措きても奔走盡力することなれば若し有給吏員の制驭を蒙るとすれば何人も甘んじて其下風に立ちて奔走するものなかるへし我國にては舊藩制の頃より此類の方法を存する地方なきにあらざるへしと思考す若し御承知の方々より御寄稿あらは幸甚

○職業缺乏の匡救に就て

英國職業局は近時通用の職業缺乏に對する諸匡救策を調査して議院に報告せり此報告書は實より四百三十八頁の大冊なれば其記事の周密なると推して知るへし今は只最重要にして予輩の爲めに有益なる事項のみを抄譯せん無職業匡救策の利弊得喪を議するには先無職業の意義を明にするを要す故に左の四類に區別せり

一 職業の一時廢絶して無職業となり其後職業に有

に於ては千八百九十一年(明治廿四年)に組合の數二百二箇組合員の人數六十八萬二千二十五人にて廿二萬二千〇八十八磅(一磅は我國金貨五圓に相當す)を無職業者匡救の爲めに支出せりと云へり是等の組合員は首として機械製造製鐵造船建築紡績機械活版及礦山の諸業に従事する者なりと

予輩に大關係あるは職業媒介の組織なれば尙其一節を略記せんに職業媒介所には公設あり私設あり其最有效なるは求職者を名簿に記入する前に選拔を行ふ所なるか如し其故は誰彼の差別なく媒介することすれば授職者に於て不安の心を抱き媒介所に依頼するを欲せざるに至るへければなり又媒介所と教育所とを合併するは不可なりと云へり又婦女及少女の爲めに別な媒介所を設くへしと云へり又女子に在りては大體職業を求むるの困難なるにあらすして相當の職業を求むることの困難を感じるなり故に婦女女子を取扱ふ媒介所に於ては重きを保護及道德上の作用に置くとなり又職業よりては新聞紙の廣告欄内を利用するものありと云へり又特に海員の媒介所あり海外殖民の媒介所あり出獄人の媒介所ありと云へり

次に臨時救助の爲めに無職業者を使役したる状況を記し職業の種類、期限賃金就役時間毎週使役日數總人員及一日平均人員を詳悉せり前年の冬季間此事に與りたる公衙は九十六にして其中三十三は倫敦五十六は英國各地方及威爾斯七は蘇格蘭なり又其中道路及運河工事に使役したる町村衙は三十八石切二十二溝渠掃除五塗工六其他十一なり其賃金は一日一「シリング」より一時間六「ペンス」の間を昇降せり然るに如此臨時救助の使役には弊害あることを論じ無職業者を十分調査し難く臨時の使役は常時の使役に流れ易く又職業に耐へ得る職工よりは寧ろ無能の貧困者を使役するに至るへいと云へり

此外歐陸諸國の状況を報し歴史上の經歷を説き終に斯事業の概して尙試験中にして未だ確乎たる成績を得ず要するに頗る困難且複雑なるを免かれず結局善後策よりは豫防法を講ずるの適切なるを論せり我國に於ても社會の變遷するに従て漸次無職業者匡濟の方法を講せざるへからざるに至るへし現に本年の如きは生絲の輸出大に停滯するの爲めのみにて逐々金融必迫商業不振工業壅塞等の悲況を呈し始めたる

にあらすや此上何等かの一大不幸に遭遇するとわれは頓に下流社會の恐慌を生し實に言ふへからざる困難を招くとなきにもあらざるへし萬一此の如き不祥の場合には監獄の蒙るべき影響果して如何そや世の政治及社會に注目する有力家希くは豫め慮る所あらんとを

問答

●一罪兩斷に就て 筑南邊偶生

明治十三年三月中強盜傷人罪を犯し發覺后無籍偽名を以て普通裁判所に於て同年八月懲役終身に處せられ本刑服役中明治十四年九月中木籍氏名を自首し且つ脱營逃走中なる軍人たりしこと判然せり依て拘禁監署は之を檢事に通報し檢事は之を軍衙に通知したるにより軍法會議に於ては一年有餘の役過あるにも係はらず同一事件に對し同十五年八月中更に有期徒刑の判決を言渡したり右の場合に於ては何れを執行すべきものなるや

通信

●看守教習卒業

宮城縣監獄署 宮城縣看守 安信 龜治
右は本月五日看守教習課程卒業候ニ付即チ卒業證ヲ授與セラル

●教誨師任免

宮崎縣監獄署 弘中唯見
二月十三日 宮崎縣監獄教誨ヲ囑托ス

二月十三日 教誨師 筑後 靈通
依願解教誨師 教誨師 鎌田 露岳

二月十三日 月俸十二圓給與
●司獄官任免其他 茨城縣監獄署

●第一課勤務 尾崎 抱一

任茨城縣看守長兼監獄書記月俸十一圓
依願監獄醫ヲ免ス 監獄醫 松葉 弘

監獄醫ヲ命ス月俸十二圓 監獄醫 小倉 秀夫
茨城縣監獄署ニ服役中ナル左ノ三名ノ者ハ今回假出

獄ヲ許サレタリ

重懲役九年 關田耕之介
全 年 佐川 與勝
全 十年 鈴木彌之介
大分縣監獄署 立川 求

●監獄醫任免

監獄醫ヲ命ス月俸十二圓監獄署醫務所勤務
依願監獄醫ヲ免ス 監獄醫 生野 雲平

●司獄官任命

一月十二日 佐賀縣監獄書記 福島 房一
三池集治監採用ニ付出向ヲ命ス

一月十五日 三池集治監看守長 東原 種成
任佐賀縣監獄書記兼看守長六給俸給與

監獄署第二課長ヲ命ス 全 日 佐賀縣看守長 中島 吉次
兼任佐賀縣監獄書記 監獄署第二課長

唐津監獄支署長ヲ命ス 全 日 佐賀縣看守長兼監獄書記 田尾 彌太郎
唐津監獄支署長

監獄署第二課勤務ヲ命ス ●假出獄 兵庫縣監獄署

明治十九年十一月一日宣告

輕懲役八年
兵庫縣丹波國多紀郡木津村平民
福井タケ
慶應二年六月生

明治廿二年四月三十日宣告
香川縣讚岐國多度郡新町村土族
慶應元年二月生
横田 半太

輕懲役六年
慶應元年二月生

右之者共頭書之通處斷ヲ受ケ服役中之處受刑以來能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ情顯著ナルヲ以テ其筋ノ允許ヲ得本月廿六日假出獄ヲ差許シタリ

●司獄官任命其他
佐賀縣監獄署
監獄署第一課長監獄書記 松隈 健二
監獄署第三課長兼務ヲ命ス

全第二課勤務看守長 田中鐵之助
京都府採用ニ付出向ヲ命ス

唐津支署勤務書記兼看守長 宮原 貞雄
任佐賀縣看守長兼監獄書記 十級俸給與

監獄署第一課勤務書記 田中 忠八
十級俸給與

任佐賀縣監獄書記 月俸七圓給與
全 屬 波多江三代藏

(乙)女囚處罰者人員……………五 人

處罰前平均一人の體重……………十二貫八百八十匁
處罰後平均一人の體重……………十二貫〇六十匁
平均一人の體重減量……………八百二十匁

以上總人員百二十七人に對する處罰執行總日數は八百九十九日にして假りに一日一人の平均減量を算するときは三百二十六匁を減せし者とす

又處罰者各自の日數種類及ひ男女を區別して其減量を檢するときは左表のし

第一表
(甲) 男囚

番號	減食日數	人員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量
1	一日間	七十三人	十四貫四百九十九匁	十三貫八百八十匁	三百二十匁
2	二日間	三十三人	十四貫〇七十四匁	十三貫四百四十四匁	六百三十三匁
3	三日間	十一人	十三貫二百七十九匁	十二貫三百三十三匁	八百八十九匁
4	四日間	一人	十五貫二百六十八匁	十四貫六百六十四匁	六百四十匁
5	五日間	一人	十五貫二百六十八匁	十四貫六百六十四匁	六百四十匁
6	三晝夜	一人	十四貫百八十五匁	十二貫二百五匁	一貫九百八十匁
7	五晝夜	一人	十六貫九百九十四匁	十五貫五百一十四匁	一貫三百四十匁

(乙) 女囚

教習學科卒業 看守 秀島 久敬

●看守教習卒業 看守 栃木縣監獄署 大木祐三郎

全 看守 江連藤三郎

右今回看守教習卒業証ヲ授與ス

●減食處罰囚徒體重調査成績第二回報告
宮城縣監獄署 友田 音松

曩きに昨廿六年七、八兩月分の減食處罰囚徒體重減量調査を夏期に於ける成績として大方諸賢の參考に供せしが今や同年九、十、十一の三ヶ月間即ち秋期の同成績調査を終りしを以て典獄の檢閱允許を得貴社雜誌の餘白を汚さんとす

○減食處罰囚徒總人員……………百二十七人
處罰前平均一人の體重……………十四貫〇七十匁
處罰後平均一人の體重……………十三貫五百六十匁
平均一人の體重減量……………五百一十匁

(甲)男囚處罰者人員……………百二十二一人

處罰前平均一人の體重……………十四貫百十八匁
處罰後平均一人の體重……………十三貫六百廿一匁
平均一人の體重減量……………四百九十七匁

番號	減食日數	人員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量
1	一日間	三十三人	十四貫四百九十九匁	十三貫八百八十匁	三百二十匁
2	二日間	十一人	十三貫二百七十九匁	十二貫三百三十三匁	八百八十九匁

右第一表の減食日數種類各個に就て平素給與の食量と處罰時と減せられし食量との關係に於ける成績を相對照するときは左の如し

第二表
(甲) 男囚

減食日數	人員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量
一日間	三十三人	十四貫四百九十九匁	十三貫八百八十匁	三百二十匁
二日間	十一人	十三貫二百七十九匁	十二貫三百三十三匁	八百八十九匁
三日間	一人	十五貫二百六十八匁	十四貫六百六十四匁	六百四十匁
四日間	一人	十五貫二百六十八匁	十四貫六百六十四匁	六百四十匁
五日間	一人	十五貫二百六十八匁	十四貫六百六十四匁	六百四十匁
三晝夜	一人	十四貫百八十五匁	十二貫二百五匁	一貫九百八十匁
五晝夜	一人	十六貫九百九十四匁	十五貫五百一十四匁	一貫三百四十匁

(乙) 女囚

減食日數	年	齡	人	員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量	
一日間	五	合	二	三	人	十三貫六百	十二貫六百	九百六十
二日間	五	合	二	二	人	十一貫八百	十一貫四百	四百
三日間	五	合	二	二	人	九貫八百	九貫四百	四百
四日間	五	合	二	二	人	七貫八百	七貫四百	四百
五日間	五	合	二	二	人	五貫八百	五貫四百	四百

又減食日數の種類各個(男女共に)就て年齢毎十年期に據り調査せしに左の成績を得たり

第三表

減食日數	年	齡	人	員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量		
一日間	一	間	日	二	三	人	六十七貫	六十七貫	〇
二日間	一	間	日	二	三	人	六十七貫	六十七貫	〇
三日間	一	間	日	二	三	人	六十七貫	六十七貫	〇
四日間	一	間	日	二	三	人	六十七貫	六十七貫	〇
五日間	一	間	日	二	三	人	六十七貫	六十七貫	〇

●三池集治監の病囚其他に就て

在三池 Y.M. 煙 外 居 士

常集治監に於て昨年春季以來例年に比し多くの病囚を出せり然れども別に傳染病に侵襲せられたるものありて然るに非ず唯流行性結膜炎發生し頗る病囚の數を高め其他呼吸器病の多きは全く之れ石炭採掘の役に従事するもの多きに起因するものならん然り而て此外大に憂慮すべきものあり這は他に非ず在監囚一般營養障害を起し諸機能の抵抗力を薄弱ならしめ體質最も不良の徴を顯し首夏の際に至りては遂に數名のスコールブーツス性齒齦炎を發するものさへ之れあるに至る要するに囚人は素と一般良民と異なる數年間天性の自由を束縛せられ鐵窓の裡に呻吟する者なるを以て自然身體の衰弱を來すは數の免れざる所なりと雖ども如此一時に病囚を出す亦必ず別に原因なからざる可からず茲を以て典獄は醫務所員をして大に其因りて來る以所のものを探究せしめられたるに其原因著く食物の不良否其調理法を誤るに起因するを發見するに至れり抑も常集治監は海山の隅に僻在し常に食物の購求に困難を告げ己むを得ず多くの乾物類若くは鹽藏物等を給し新鮮なる蔬菜

日	間	日	間	日	間	日	間
三十年迄	二	人	十四貫五百	七十三貫	六百四十	〇	〇
四十年迄	三	人	十四貫〇九	七十二貫	六百五十	〇	〇
五十年迄	四	人	十五貫四百	七十二貫	六百五十	〇	〇
六十年迄	五	人	十五貫〇二	七十二貫	六百五十	〇	〇
七十年迄	六	人	十六貫九百	七十二貫	六百四十	〇	〇
八十年迄	七	人	十六貫九百	七十二貫	六百四十	〇	〇
九十年迄	八	人	十六貫九百	七十二貫	六百四十	〇	〇
四十年迄	一	人	十五貫二百	七十四貫	六百四十	〇	〇

又更に處罰者總人員百二十七人に對し處罰前に有せし體重每一貫勿別に就て其減量を見るに左の如し

第四表

體重別	人	員	處罰前平均一人の體重	處罰後平均一人の體重	平均一人の減量
十一貫勿迄	三	人	十貫〇三百	九貫八百	二十
十二貫勿迄	八	人	十一貫七百	十一貫〇四	四十
十三貫勿迄	十八	人	十二貫五百	十二貫〇六	六十
十四貫勿迄	二十八	人	十三貫五百	十三貫〇六	六十
十五貫勿迄	三十六	人	十四貫四百	十四貫九百	二百
十六貫勿迄	二十四	人	十五貫三百	十五貫八百	六百
十七貫勿迄	八	人	十六貫三百	十六貫九百	六百
十八貫勿迄	一	人	十七貫八百	十七貫九百	五百
十九貫勿迄	一	人	十八貫〇八十	十八貫八百	八百

其他脂肪質の食物を欠き從て滋養分と働カとの平均を失し是れか爲め自然慢性の營養不給を來し遂に爰に至らしめたるに外ならず故に典獄は大に食物の改良を計畫し主として食菜の配合及び其調理方に注意せられしに爾來漸次其効を奏し現今大に各囚の營養を高め體質の健康を挽回し彼の惡性齒齦炎の如きは其跡を絶つに至りしと云ふ加之今や尙は益々進んで各囚の健康を保持せしめん爲め當監柵南の地を卜し新に耕作業を起し新鮮なる蔬菜を供給するの目的を以て内務省に伺ひ出でられたるに本月三日に聞届けられたる由なるに依り自今一層新鮮なる佳良の菜蔬類を給するに極めて容易にして益々囚人の幸福を得るに至らん乎聞く所に依れば從來給與せし乾物類若くは鹽藏物とても強ち不良の品を給せしと云ふにあらざる其費す所の金員の如きは敢て現今と逕庭あるを見ず唯其調理方の如何に於て注意の周到ならざるより茲に至りたるものなりと云ふ果して然らんには監獄官たるもの豈に慎みて而て戒しめざるへけんや

○三池集治監囚人種痘の成績

近年各地に於て天然痘の流行するや再感するもの尠

五種以上不成 〇一人
 天然痘濟總員二人内 不成 〇二人
 初種 不成 一人
 再種 不成 一人
 三種以上不成 〇〇〇人

今善感者を顆數に因りて區別すれば左の如し

- 一類 二百六十四人
 - 二類 百六十六人
 - 三類 百九十五人
 - 四類 百六十四人
 - 五類 百七十七人
 - 六類 九十二人
 - 七類 五十二人
 - 八類 八十八人
 - 九類 四十六人
 - 十類 四十三人
 - 十一類 六十一人
 - 十二類 十一人
- 今善感者一千二百九十一人を天然痘の濟不濟に因りて區別すれば左の如し
 天然痘濟の者九百二十八人内 善感者 七百六十七人 不成者 百六十一人

雑報

●囚徒の賭博

紀律嚴正なる監獄にありては囚人の賭博を爲すか如き間隙あるとなければ固より此等の心配はあらざれど兎かく些少の間隙にてもあれは直にこの惡戯を弄したがるものなるにより骰子の包藏及製造を決して見のがすことなき様ゆめ怠るへからざる也若し餅の購給を許可するか如き監獄あらはこの餅にて骰子を製造するは最易なるへし其他木工及大工は木片にて製造し砥石を使用する作業あれは其細片にて製造し又は通常の小石を拾ひ來りて骰子に間にあはずともなきにあらざるへし茲に不思議なるは如何に奸智に長したる囚人にてはも骰子を使用せされは賭博を行さるの一事なりとす是は恐らくは各地とも實驗せられたるところならんか吾人の思考するには強ち骰子を使用せされは賭博しかたきとと限るにあらざるか如しと雖囚人は如何なる譯にやかならず骰子を得されは賭博をなさざるなり故に賭博の途を杜絶するの要は骰子の製造及包藏を爲し得さらへむると同時に

天痘然未濟の者七百三十二人内 善感者 五百二十四人 不成者 二百八十八人
 右二種の善感に對する不感の百分比例左の如し

天然痘濟の者 二一、〇六
 天然痘不濟の者 三九、六八

右天然痘濟の者總員の大約六分を占め比較的甚た多數なるか如し尤此調は本人の口述する所を筆記せるものにして癩痕ある者の外他に徴す可き者無か故に或は無稽の言を發し不濟を濟と言ふ者無きを保し難しと雖とも満面痘痕ある者にして能く感せざるもの多きを見ると總數に於て其多數を占むるを以て見れば或は誤謬なからんか
 以上の成績に因れば善感者は總員の七七、七強を占め意外の感受者を見る當今到る處種痘を施さざるの地なしと雖とも如此多數の感受者を出せし地恐らくは無かる可し嗚呼危かりき若し一度ひ天然痘をして襲監せしめんか其病勢を逞し實に猖獗を極めしならん然るに爾來近地に於ては該病流行せるにも係らず幸ひ今日に至る迄一人の發病者なきは種痘の時期其當を得充分其効を奏せしに因ると云ふも敢て誣言にあらざる可し

●肺病傳播の豫防

肺病殊に肺勞は吾人々類の最大勁敵とも云ふべきものにして急性傳染病殊に虎列刺赤痢室扶私等に比すれば其害反て一層大なるか如し只其慢性傳染病なるか故に人の恐怖し注意するの度低きのみ年々該病の爲めに生命を損するの人員に至りては之を平均して遙に虎列刺等に超越するを見るへし眞の衛生家たらんものは此事體を冷眼もて看過すへけんや監獄に於ても虎列刺の侵襲にあはんとときはどの熱心を以て肺勞を退治するものあらざるか如くなれば醫師以外の人々に於ても熟知するを要すへき肺勞の傳播の防遏手段を畧述せん第一略痰の排除此は是肺勞豫防の最大眼目なりとす一般の囚人をして濫に略痰せしむへからず病人に限るとしては到底實行を期し難きに由り全體に房内は勿論工場にても廊下にても地上にても一切濫よ略痰することを嚴禁すへし尙官吏といへども決して此制限に洩るへからず故に房内には兼

て唾壺の備われは言にも及はされども其外廊下階段工場教誨場等苟も人の出入する場所には洩なく相應の唾壺を常置し官吏並囚人も必其中に咯痰することを嚴命すへし何故に咯痰をかくまでにはやかましくするやと問ふに勞症者の痰には病困たる黴菌を含有し痰の乾燥するや細粉となりて飛散し遂には人の鼻口に吸入してあたらず健全者を不治に近き大患に陥ればなり故に健全者は自己の生命を防衛する爲めにも患者をして此嚴命を遵守せしむるとに注意するの必要あり生命を愛惜する人々は是非とも嚴格に持する所あるべきなり唾壺の構造は別にむつかしき者を要するに非ず磁器にても桶にても可なり只其中に清水若くは昇汞水若くは石炭酸水を入れ置て毎日便所若くは水流に放流し十分清洗すべきなり唾壺として先最清潔堅牢なるは鐵葉に瀬戸を施したるものならんか其價も格別不廉ならざるなり畢竟痰の乾燥して飛散するを防止するの目的に外ならずは此の目的に適合すれば可なりと知るへし第二空氣の流通は強ち肺勞のみに限りて必要とするにはあらずされども監房並工場等の空氣不斷變換して新鮮なる空氣を人々の呼吸に供すること肺勞の爲めに殊に必要なり尙好

へし其他肺勞患者を離隔して以て他に傳染するを防止せんと欲するか如きは今更無用の事といふへし咯痰を制限し衣類臥具居房等を嚴密に消毒する方法具備すれば毫も恐るゝとなかるべきなり尤夜間の獨寢房は單に傳染豫防の爲めのみならず最希望して措かざる所のものなり肺勞の治療も漸次若々其歩を進め將に近きに大成する所あるべきの好望あり既に今日にても不治の痼疾にはあらず随分治癒するの例少からず故に該患者をして落膽失望せしむるか如き處置あるへからず只當に前記豫防の方法は一步も假すことなく嚴正に履行すべきのみ

●囚人の義齒

齒は身體營養の一大樞要機關にして若し之なきときはは必多少の損害を身體の健全に將來すべきと勿論なり近來學問の進歩と共に食物調理の方法も頗る其面目を改められたれば齒を以て咀嚼するの必要なき様に細截又柔軟にするを得るを以て齒の必要は大に其度を低減せりと論する者もなきにあらざれども是は大なる謬説なり齒の咀嚼作用は單に食物を細斷するの目的を有するのみならず唾液を食物に混和し以て胃の消化機能の地歩をなすものなり食物の種類に由りて

晴の天氣には時間を定めて屋外に出て運動せしむれば肺勞患者の爲めに尠少ならざる利益あるへしとに角肺勞の治療には新鮮なる空氣も一大有效なる藥劑といふを得へし監獄の地位は四邊より稍、高き岡阜の中腹を適當なりと爲すは畢竟之か爲めなり第三光線の透射は固より肺勞に特有の條件にはあらずれども最近時歐洲の學者によりて太陽の光線は黴菌を撲滅するの效あることを發見せられたれば尙更其必要を増加するに至りたるなり其説に由れば光線に觸れざる暗處の黴菌は愈々繁殖を逞ふすれども光線に觸るゝものは大凡二十四時間にして忽ち死滅すと云へり此の如き發見ありたるからには尙更監房工場殊に處罰房の益、明るくなる様心を用ひざるへからざるなり是迄とても室内に比すれば屋外殊に道路にて傳染する場合の少く且河水より傳染するとも亦比較的に稀なる事實を知悉せりと雖只空氣及水の量夥きに由りて然るなるへしと思惟せるに今般の發見あるに至りて成程と合點するを得たり第四身體の衛生第五住居の衛生第六傳染の誘因となり得べき諸病殊に寒胃の防禦第七飲食物就中水の精選第八營養の諸事項等に至りては今更事新しく喋々するの要なかる

は唾液を混和するとなくして胃に入るときは少しも消化せずには排棄せらるゝものあり之を要するに食物を咀嚼するは實に緊要なることなりとす果して然るときは缺齒者に義齒を施すとも必要なりと謂はざるへからず然るに監獄にて囚人に義齒を施すは少く不穩當の嫌ありとて從來躊躇する向もあるやに聞けども是は決して憚るべきとにあらざるへし斷然必要ありは相應の義齒を施與して可なりと信せらるる鼻見に由れば義齒も療養の一部なると何の疑か之あらんや只囚人相應なるべきとは無論の談なり義齒又は齶齒の填塞は決して外見を裝飾するの具にあらざるを知らば疑惑の生すべき筈なかるべきなり

●蛋白質

は身體の營養上主要の地位を占むるものなり食物の養價を量定するには主として蛋白質の量に由るとなり殊に近時の發表に係る獨逸國ボン大學教授ブル、ゲル氏の研究に據れば蛋白質分の消費了せる後に至り始めて脂肪及含水炭素分の分解せらるゝものなりと故に監獄に於て食物の獸立を定むるには成るべく蛋白質を多量に含有する物品を選択すべきなり乍去監獄にては決して奢侈に涉るか如き嫌あるを許

容すへからされは隨て蛋白質に富む鳥獸魚肉を多く供用すへきにあらす又一人一日一錢以下の經濟にては到底此等の菜物を調製すへきにあらす又世人は最下流人民の常食を以て四人食糧の標準となすへしと切論するにもあれは旁々外見上美食の給せらるへき筈はなれどもさりとして身體の營養に必要な限りは蛋白質分を食せしめざるへからす實に難儀千萬の事共なるか究極蛋白質を多量に含有する植物性の蔬菜を主として之に味を付くへき物品を加ふれば植物性蛋白質の吸収を助けて畧々動物性蛋白質の補償を爲すに足るへしこの味のけ品とは從來我國に於て此目的に使用する輕節の如き者を云ふなり其外干魚又は牛豚等の屑肉を細截若くは搗碎して蔬菜の煮物に混和するを善しとす何故に細截若くは搗碎するを要するかと云ふに奢侈品の外觀を除き且分配に不平均なからんとするに外ならず且幾分か消化吸収をも容易ならしむるあり元來四人の食糧は代價の多寡を以て一定すへきものにあらす既に飯量は割合と分量を以て規定しなから菜物は一日一錢以下と規定あると權衡を得ざる次第ならずや菜物の分類を一定し鳥獸肉一週間何程魚肉何程豆何程等と總て品名と分

し監房内にて椅子寢臺を使用するとすれば房内の床にも無論適當なるへし從來の道路修築法例之石敷、マクアタム式、木造、土瀝青、護謨、鐵等に比すれば著く利益ありとる其製法の一斑を云へは土瀝青の諸原料に燻等の栓に使用する弾力性の木皮を混合して之に熱を加へ強大なる壓力を以て適宜の形狀に壓搾するものなりと如今新築工事の談を傳聞すると少からされは御参考にもと以上二項を掲ぐるとはなしつ

●興奮劑

往昔某監獄にては夜間看守所に發汗藥等を備置き四人より寒冒に付御藥頂戴との請求あれば輒ち醫師の診察を須たすして看守に於て投與せるとありと今此發汗劑とは何物なるやと問へは挖氏散にして阿片を含有するものなれば四人は寒冒に託して此阿片劑を乞受け之を一杯の晚酌に代へて洵然眠に就きしものなるへし又癩と稱して大抵毎夜癩癩を發する四人ありて之には莫非の皮下注射を行ひ又は内服藥を投與したるとなれば矢張前者と同一の效能ありたるものなるへし尤胃瘻又は膽石等の痼疾ある者は勿論格別なれども「モルヒニウム」的の癩癩は容易に一呵して掃蕩するを得たりと云へり又寶丹番椒の類の購

量にて一定せられんと至當なるへしと思はる筆の序に一言しつ

●灰造の家屋

灰を固めて石を製し之を以て堂々たる一大家屋を新築したるものあり獨逸國リムブルヒの建築家ワグネル氏は其事務所を悉皆灰の煉化石を以て建築し只屋根のみには石膏を使用せりと此家屋は第一廉價にして堅牢なるか上に火災の虞もなく我監獄の建築にも至極適當の材料なるへしと想像せらる未だ詳細には其製法を聞知せずと雖外國新聞の記する所に由れば一見天然石と毫も相異するところなく當業者も誠別すると能はざる位なりと何分耳寄の新報なれば畧記すると附り

●木皮塗の土間

英國倫動の木皮道會社にて特許を得て製造する所謂木皮道は本來街路の修造に供用すへきものなれども新聞紙の報道に由れば非常に堅固且廉價にして火災の虞なく歩行に柔軟にして喧然たる音響を發せず濕氣を吸収せず反て水分の蒸發を催進する等の利益ありと云へは監獄にて廊下便所階段一部の工場炊場浴場屍室等の床に使用して最適切なるへしと思考す若

給を許可したる向もありしとか是等も亦皆多少晚酌の代用品たりとして疑なきか如し吁今日にては此の如き謂れなきは信して疑はされども記して以て當局者の參考に供することとせり

●監獄構造法要論

神奈川縣典獄小河滋次郡君の著述ある全書は今回全縣監獄署にて印刷に付せられ實費(凡三十三錢位)を以て希望者に頒布すと云ふ全書は小冊子なれども普く監獄構造上の要を論し加ふるに圖而拾數葉に歐洲各地監獄建築費比較表を掲げたるは著者の注意至れりと云ふへし

●看守設置程度に就て

看守設置程度の改正は愈々本年一月勅令第四號を以て發布せられ其第一條に拘禁男子五百人に付看守七十五名を置き五百人以下は百人を減する毎に看守十人を減し五百人以上は百人を増す毎に看守一人を加ふとある條項に付疑を存する向あり其疑とは本會は各監獄各別に設置する人員を示されたるものなる乎將た一管内の在監男子を合算し其人員に應じて看守人員を定むるもの乎と云ふにあり由て其筋の人へ問合せたるに右は一管内の在監男子を合算し其人員に

應して看守人員を設置する義にして本支署に配置する看守の人員は府縣適宜に之を定めて可なるものなりとの答を得たり記して以て大方の参考に供す因に記す一管内の在監人を合算し其人員に應して看守人員を設置するときは支署の多き府縣に在ては其少き府縣に比して看守人員の割合減少す何となれば支署の少き所にては看守一人は在監男子七人位に當るへきに支署多き所にては看守一人は十人乃至十二三人に當るへければなり此等の不均等をして可成大差なからしむる各支署には看守三人以下を増置し得ること定められたるなるべしと雖當は不權衡は免れざるべし今後改正を爲すの時機あらば各監獄署に在監男子の人員并構造の摸様に依り設置することに改正せられんことを望む但此の如く爲すときは人員も増加し隨て經費の増加を來すことあるは免れざる所なるへし

●雇員設置程度の設定を望む

看守設置程度は改正せられたり此上は從來の如く看守を書記計算の事務に使用することを止めて専ら戒護に従事せしめ其分掌を明かになし昔日の弊習を改められたし之に伴ふて雇員の設置程度を設定し書記然るに何ろ圖らん監房の検査は事なきに慣れ月に一回位云はゞ議式的に實行せらるゝ向なきを保せず是れ誤聞に屬するかは測られず否其誤聞たることを希望する次第なるが萬一にも誤聞ならさらしめんか不注意も亦甚たしと謂つへし抑々破監逃走は治獄上最も忌むべき事柄にして一大失點と云はざるへからず油斷大敵とは人口に膾炙する所無事に慣るゝは甚た不可なり猛省せられたきことにこそ

●在監人の領置金銭

は客歲預金規程改正により從來の便法廢減に歸したるも此便法を廢止せられては不便且弊害多きを以て更に便法の設定方を詮議せられ本年一月大藏省訓令第二號を以て金庫出納課への訓令にて便法を開かれたるが又二月十四日大藏省訓令第六號を以て其取扱方を金庫出納課へ訓令せられたり

●赤痢病

各府縣在監人中にて客歲六月より同十一月に至る六箇月間赤痢病に罹リし人員并に死亡者の數を開き込みたれば左表に掲げて以て大方の参考に供せんとす抑々赤痢病は時季に拘はらず其病毒を逞ふすと雖ども然れども夏季に在ては最も猖獗を極むるなり須ら

計算事務は書記并に雇員にて措辦することにせられたし是亦監獄改良の一大要務を敢て此決行を望む

●監獄費國庫支辨

論は近來其勢力を加へ東京府下の如きは輿論と云ふも不可なかるべし又聞く東京府會大坂市會熊本縣會の如きは監獄費を國庫支辨に移されたき旨の建議書を内務大臣に提出せりと吾人は監獄費の性質上國家經濟上民力休養上國庫支辨に歸せざるへからざるものたることを信じて疑はざる者なり斯く民間の輿論を喚起作成せるは蓋し事理當に然るべくして事の已み難く變例以て正則に打勝つこと能ざる現象在て存するに因るなるへし司獄の局に當る者は益々奮勵事に從ひ監獄改良の目的を貫き輿論に副ふの注意を施し傍ら國庫支辨の止むへからざる所以を明かにし以て之が成效を促進期成せられんことを望む冷淡且豪慢にして自ら得たりと爲し不平なるか如く干知せざるか如き狀況に失するは吾人の最も取らざる所なり

●監房検査を嚴行せよ

檢身檢房は監獄則施行細則に規定する所誰れか又之に背かん吾人は信じて其實施せらるゝを疑はざりし

く之か撲滅を圖ると共に夏季に際せざるに先たちるか豫防方を實施せられんことを望む

府縣	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	合計	死亡
大阪	—	三	八	二七	二八	—	一四八	三三
兵庫	八	三	二	七	一〇	—	三七	九
長崎	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	—	—	—

福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	—	—	—	—

監獄彙報

●監獄費問題

(島田三郎横濱市民を憑り)

監獄費國庫支辨問題は地租軽減論者と非地租軽減論者とを分つたの財政問題なり、國民協會派が此の問題を主張するは、地租軽減及其他の減税問題に反對せんが爲にして、自由黨、改進黨等が之に反對するは、地價修正、地租軽減の目的を達せんが爲めなり、第二議會の解散は、監獄費國庫支辨案を非決したるもの、其一條件たり。

第二議會解散の際、改進黨が發したる報告書中には、第一項に監獄費國庫支辨案非決の理由を述べ、曰く、

監獄費國庫支辨案は獨り一部を利用して全散を登せざるの法なり、最近の統計に據るに、東京府は人口一千餘に二百一圓強の監獄費を負担し、鹿兒島縣は三十九圓強を負担す、若し該費を國庫に移して、全國平均に負擔せしむるに於ては鹿兒島縣民と雖も、人口一千餘に八十圓弱を負担せざるを得ず、罪囚少きが爲に、其經費を負担するに亦少きは、天下普通の常理なり、然るに罪囚の多少を問はず、全國平均に其經費を負担せしめんと欲す、是某等の首肯する能はざる所にして、則該案を否決したる所以の一なり其他監獄費を國庫支辨させざる、之が爲め地方議會の權力を減殺するの結果あるが如き、又監督の不行届をより冗費を増加すべきを知らざるが如き、又大に農民の負擔を軽減するの希望を懐けるが如き、皆米等の該案に反對したる所以の理由なり、

る所以の理由なり、改進黨は此の如き理由を以て、監獄費國庫支辨案に絶対的の反對を試み、以て今日に至れり、而して此の報告書に署名せしもの四十餘名、島田三郎其一人たり、角田眞平其一人たり、青木匡其一人たり、高木正年其一人たり、然るに彼等は其選舉區の爲め、皆其説を變せり、彼等の機關毎日は青木匡の爲に辯じて、

改進黨は監獄費國庫支辨に絶対的の反對を試みたるに非らずと云ひ、島田三郎は横濱市民の詰問に答へて、

監獄費國庫支辨には賛成すべし、彼等は今日の賛成はならん、曩日の反對は非ならざるを得ず曩日の反對はならん、今日の賛成非ならざるべからず、青木匡の如きは、曩日は島根より出でたるが故に反對せり、今は東京に選舉を争ふが故に賛成すとも言はん、島田の如きは曩日に横濱より出で、今又横濱より出でんとす、夫れ何の辭を以て之を辯せんとする乎、吾人は横濱市民の必らず之を詰問して假さるを知る也。

(明治廿七年二月十五日めと新報)

●硝子を食べす 天下如何に廣きも人民如何に衆きも未だ斯の如き奇人あるを聞かず米國サンクエントンの監獄署にて近頃ランブのホヤの紛失するもの紛なからざるにより人々不思議の思ひをなす遂に典獄はトーマスハリソンと稱す檢査役(黒奴)に命し右硝子紛失の原因を調査せしめたりに何ぞ蘭らん是迄紛失せしランブのホヤは悉く該ハリソンの竊取せるものにて同人は生來硝子を食べするの癖ありしと近來の此奇異なる食慾は益々熾んに増長し如何に之を絶せんとするも堪へ忍ぶ能はざるなり止むなく獄室に備ふるランブのホヤを竊取し之を食したる旨逐一白狀に及びたりと奇異なる人間もあるものかなと頃日桑港よりの通信に見ゆ (明治廿七年二月十三日教育新聞)

●青木匡氏と監獄費國庫支辨 府下第八區の有權者某々等兩三日前同區衆議院議員候補者青木匡氏に面會して監獄費國庫支辨に關する意見を叩きたるに氏は之に答へて曰く第一期議會以來自由黨及び改進黨が監獄費國庫支辨に反對したるは必ずしも國庫支辨を不可とするに非ず元來監獄費の性質として國庫の支辨に屬すべきは道理上爭ふ可からざるのとなり然るに議會が之に反對したるは絶対的に反對したるに非ずして國家の財政と時機との之を許すを待てるに之を國庫支辨に復せんとの意に外ならず故に國家財政の許す限りは斷然之を國庫支辨に復するに最も條理に協ふのみならず東京府の如きは海内盜賊連述の集まる所なるが故に單に其の地方税を以て其費用を支辨するは條理に背くの甚しきものなり故に余は國家の財政及其他の事情の許す限りは監獄費を國庫支辨に復せんとの精神にて昨年末東京市會より監獄費國庫支辨を議會に請願したる時改進黨の一人なる肥塚龍氏と同じ請願書起草委員となり且つ其の願意を貫徹せんと欲して大に運動したると事實なり左れを今回の選舉に際し余を以て監獄費國庫支辨に飽くまで反對する者なりと言ひ觸らすは事實を知らざる者の言のみ云々述べてたり (明治廿七年二月六日毎日新聞)

●本願寺派の教誨師 各府縣監獄の囚徒教誨師は概ね本願寺より出張し居ることなるが本願寺派より派出の教誨師昨年未現在數は三府三十三縣の内八十五監へ百八十名を派出し居れり此に對する本願寺の支出は凡う一萬圓なるよし (明治廿七年二月十日藝備日々新聞)

●幌内炭山瓦斯爆殺の詳報 北海道炭鐵鐵道會社の幌内炭山に於て瓦斯爆殺して採炭に従事せる囚徒に死傷ありたる趣きは前號電報に據り記載したるが今聞く處に據れば爆殺の場所へ本坑東三番四十六號と稱する處にて瓦斯爆殺の原因は過日來同坑の通風穴被損せるを以て目下數名の囚徒をして修繕に従事せしめ居るが同所より百餘尺の上部

に採炭場あり此處には瓦斯積積の憂ひあるより係員は通風の爲め囚徒等が往來する箇所の外には盡く嚴重に柵を設け夫々選斷法を施し置きたるが去る廿二日數名の囚徒は右修繕に従事し數十名の囚徒は其近傍に於て採炭に従事し居たる處同日前午十時四十分頃修繕方の囚徒吉田幸吉といふ者修繕の爲め留水の入用に操り抗外に出で持來たるへき柵を越え免脱なりとて手敷を著くため前後の形別もなく柵に選斷せして瓦斯爆殺し坑内二三ヶ所の炭塊崩れ落ち柵はひびき囚徒高橋龍太は落層頭に落ち壓伏せられて非命に斃れたり又囚徒加藤浦吉は此時漏斗の下に立ち居たるが驚いて逃げんとする折しも其上部に於て石炭運搬に従事し居たる囚徒數名が偶然凄まじき響聲と共に瓦斯爆殺せしに驚き運炭函を放ちたるに之落下し來り同人の頭上に發矢と當りたれを何かは以て堪るべき打倒され押潰され即死したり其他の囚徒持丸要作、吉田小太郎、森田松藏、吉田幸吉の四名は瓦斯に觸れて重傷を負ひ囚徒山口彌三郎、上原金五郎、鈴木伊勢吉、牧野野吉、北口市松の五名は孰れも輕傷を負ひたる次第にて右の兇徒に接するや同山採炭所員は直に現場に馳付け種々救助に盡力し翌二十三日に至り二名の死體を掘出し夫々檢視を済せたりといふ (明治廿七年二月三日萬朝報)

●伊太利の一探 伊國シ、リー島の一探に付き近頃着たる諸報を見るに同島カステルヴェトラー市にては入市税に反對して騒動を起し其役所及び守兵舎等に放火し監獄を開き囚徒を解放し尚ほ市長の邸宅郵便局及び銀行等を襲はんと勢ひ甚だ猖獗なれを近傍の各地に電報を發し警察官及び兵士を駆り集め漸くにして一先解散せしむることを得たり云々又別報を見るにシ、リー島の騒動は益々甚しく成行く有様なり地方官は早く鎮壓を勉めざりし廉を以て夫れ一職責を交けパレルモ兵營の司令長官ラウヴィアノ將軍は臨時縣知事に任せられ

前知事は免職の上追て取調べを受ける等なり本件に付き總理大臣ク
スピー氏の爲す所を見るに聊か奇怪なる所あり氏は度々國王に請
力を以て鎮定すべく六箇月内には必ず法律の充分行はるゝ様にすべ
き受合ひながら一方の一揆に向ひては暴電を發し事情定に尤もの
次第なれども血を流すに至りしは悲むべきことなり神明に對して今後
は左る舉行あるべからず云々云ひ迷ひたるとあり目下トシ、リー全島
に散在する兵士は派遣されたるものと前より守兵を合して殆んど
二萬人に及び所々に於て争闘あり死傷も随分の數なれど一揆の徒は更
に屈するの色見えず益々無頼の徒を聚り催はして勢焰を張る有様なり
云々我れも十二月卅一日發の報なり(明治廿七年二月二日時事新報)

教 誨

北海道集治監教誨師諮問答按

(承前)

教誨師 阿部 政恒

今答案の趣旨を明瞭ならしめんが爲めに左の四綱を
基として鄙見を陳せん

- 第一 本邦に行はるゝ現時の教誨法
- 第二 反對論者に答へて道義的教誨の利を述べ
- 第三 宗教と道徳の關係
- 第四 自己の實驗
- 第一 本邦に行はるゝ現時の教誨法

如何にせん現時我國の狀態は之を爲し得ざることを其
理由は

一、宗教採用上の困難あり 若し論者の説を實行
せんとせば劈頭に起る所の困難は何れの宗教を採
用せんかと云ふとにあり我國の宗教にして歐米の
如く同一の根源より出たる分派に過ぎざらしめば
此困難は少なからん然も全然反對の宗教行はるゝ
今日にして一宗教を採用せんとするは實に困難な
りと云ふべし

二、憲法に違反するの憂なきか 宗教自由は憲法
の明示する所なり然るに拘禁囚とはいへ規律を以
て之を制し一堂の中に集めて強て一の宗教を聴か
しむるは憲法の明示する處に違ふとなきか或人曰
く規律を以て之を一堂の中に集め一の宗教を聴か
しむるは未だ憲法に反するものにあらす何となれ
は之を聴かしむるも之か信仰を強ゆるにあらざれ
ばなりと思ふに此論は教誨をなさしむる政府の精
神に合はざるものならん蓋し政府の囚人を教誨す
る精神たるや囚人をして教誨師の説く處を謹聴服
膺し之を實行せしめんとするにあるや明けし唯之
を聴かしむるのみにして之か實行を獎勵せざるの
教誨は寧ろ初より之を爲さざるに如かざるあり
故に一宗教を撰定して政府囚人を教誨するの精神
を貫徹せんと欲すれば憲法に違ひ、唯聴かしむる
のみに止めて憲法の明文に違はざらんと欲すれば

狹隘なる觀察なりと雖も政恒の見る所を以てすれば
本邦に行はるゝ現時の教誨法は蓋し左の二種なりと
す

宗教的教誨

而して宗教的教誨には多く佛像を安置し香花を供し
宗教上の儀式を張り務めて囚人の信仰を養成し以て
改悛せしめんとするもの、如し夫れ囚人は無教育の
者多きが故に道理を説くよりも寧ろ宗教的儀式によ
りて彼等の信仰を起さしめんとするは其功果速かな
るに似たりと雖も其信仰は感情に基せるを以て功果
の永久に續かざる憂あらんか

道義的教誨亦三主義あり曰く儒教主義曰く佛教主義
曰く基督教主義この三のものは道義の基本に於ては
相異なる點なきにあらすと雖も實踐道徳を説くに於て
は違ふと異なるべし

第二 反對論者に答へて道義的教誨の利を述べ

論者あり曰く單純なる道義は淡泊にして人を感動す
るの力薄く宗教は人心の底奥に徹して性情をも一變
するの力あり故に罪惡に浸染せる囚人を感化するに
は宗教的教誨を以てするに如かすと政恒固より理性
に伴ふ信仰は強力のものたるを信し單純なる道義よ
りも宗教の力遙に廣大なるを信するに故に監獄の教
誨も若成し得べくんば宗教に據らんとを望むと雖も

政府の精神を貫徹する能はざるのみならず尊重な
る人生の宗教問題を輕視するの嫌あるを如何せ
ん

三、一宗教を以て教誨するときは偽善者多く出ん
現今我集治監に於て行ふ處の宗教教誨に出席す
るものは同囚間に冷笑誹謗せらるゝと多し之を耐
忍して宗教を學ばんとするには堅志を有するもの
にあらすんは能はざるなり蓋如此一方に冷笑誹謗
する者あるにも拘らずして宗教を求むる者あるは
我集治監が宗教を自由ならしむるか故となさゝる
可らず現今の場合に於てさへ猶偽善者が出る憂あ
り況や一宗教を撰用するに於ておや今若し一定の
宗教を以て囚人を規制教誨せんか其宗教を好まざ
る者も柔順の姿を裝ひ諂諛の徒は傍らに冷笑者な
きを以て偽善に流れ眞偽分つ可らざるに至らん彼
等の偽善は猶能く看破し得べし然ども彼等の多數
をして偽善を裝飾するの心を養はしむるに至つて
は宗教的教誨の功道義的教誨に勝れりと云ふこと
得べきか

四、宗教其物の性質に反す 抑宗教なるものは人
の自由任意の選擇を求むる者なり若し規制して之
を奉信せしめんとせば其宗教は忽ち腐敗して其功
力を失ふのみならず却て害毒を流すと甚しとす萬
國の史上其實例少からざるなり故に監獄内に宗教
を容れて十分に其功をなさしめんとせば囚人をし

て之を聽聞奉信すると自由ならしめざる可らず是れ宗教的教誨の今日に採用する能はざる所以なり
 宗教的教誨採用の困難如此るれ多し故に此困難を避けん欲せば道義的教誨を用ふるの利あるを認むるなり

第三 宗教と道德の關係

宗教と道德とは固より相異の點ありと雖も其一致する處甚だ多く其分界を明劃するとは到底得べからざるなり然とも之か區別を明かにせんには知るべきと一あり曰く道德は義務の法則を示し宗教は其法則を行ふ動力を與ふる者なること即ち是れなり今彼の孔子、釋迦、基督の如き至聖の人の説きし所を考ふるに未だ始より世の所謂儒教、佛教或は基督教なるものを組織せんか爲に道を説きしものにあらす道德の額敗を歎し人心の現狀を察し人に向て人の道を説きしものなり而して其言真理にして百世の下人心を醫し世を救ふの力あるを以て天下の則となり今日に存するもの之を稱して儒教と云ひ佛教と云ひ基督教と稱するに過ぎざるのみ彼等至聖の人は人を憂ひて人の道を説きしか故に如何なる道德も如何なる宗教も同一の真理同一の道義を含まざるはなし唯一は義務の法則を説きて之を行ふの動力を與へざるか故に單に道德と稱し他は其法則を説くか上に尙ほ之を行ふの動力を與ふるを以て宗教の稱を與へたるなり

御諮問第一項に對する答申

教誨師 原 胤 照

本文は胤照繁務にして自から稿を草するの暇なきを以て諮問會に答辨したる要旨を中江汪氏に示し同氏之を起草したるものあり

監獄教誨は宗教的なる可きか將た通義的なる可きか之れ極めて重要にして極めて困難なる問題なり、通義的教誨には之に伴ふ得失あり宗教的教誨にも亦之れに隨ふ得失あり而して之を施すの地に由りて其利害得失必ずしも一様ならず是を以て兩者の優劣迪否一概に判斷し難しと雖も現今本監の教誨は斷して道義主義を採用せざるを得ず、

世の宗教的教誨を唱道するものは曰く一旦人心の靈樞に觸れて猝然人を豹變せしむる力は道德に小くして宗教に多し況んや囚人は道念微弱なり而るに道義的教誨を以て囚人を感奮せしめ善を慕ふて之に趣くと恰かも征夫の家郷を望んで走るか如くならしめんとするは猶ほ靴を隔てて痒を搔くか如けん、如かず宗教的教誨を以て囚人の中心に短刀直入するに於て然り余輩も宗教か人心を感動するは單純なる道德に優るものあるを信す歐米諸國の監獄か概ね宗教的教誨を採用するもの蓋し爰に見る處あるも、然れども予輩は現今吾國に於て宗教的教誨の道義的教誨に優る所以の理を見る能はず、夫れ宗教の容易に人心を感動する所以のもの主として其感情に訴ふるによ

されは教誨師ケ自己の修養し得たるものを以て囚人を教誨するに方り假令ひ釋迦基督の言を引用するにありとも宗教上の動力たる信仰を説かざる以上は未だ俄かに宗教を説きたる者と斷す可らざるなり

第四 自己の實驗

夫れ囚人は如何なる暴惡のものに雖も忠孝の守るべきことを知らざるはなし之を知りて而して猶之を行はざるものは何るや蓋し道義の主宰者あることを知らざるによるなり是に於て孔子の所謂天若くは天命なる語を用ひて教誨をなし大に効果ある事を認めたり今囚人の最も感動せりと認むる題詞を擧れば左の如し

- 一 人事を盡して天命を俟つ
- 一 死生有命富貴在天
- 一 天道親なし唯善人に與みす
- 一 天を樂む

今此答案を終らんとするに方り左の一言を述べて局を結ばんと欲す曰く右鄙見の趣意は現時本邦に行はるゝ宗教的教誨が果して効果あるや否やは不肖にして斷言するに能はざれども理性に伴ふの宗教は單純なる道義よりも感化力の大きなるを信す然れども本邦今日の狀態にては直に宗教的教誨を監獄に採用するの困難多きか故に道義的教誨を取るの利あるを言ふに於るのり

(以下次號)

る宗教感化力の長所誠に爰にありとす、然れども長所の存する所は即ち短所の伏する所たり個人の宗教は感情と共に終始するもの極めて多し烈火の如き説教に由て一旦人心を驚醒して改過遷善の志を起さしむるは容易なりと雖も久しく此の志を保つて其功をなさしむるは甚だ難し隨喜の涙にむせびつゝ難有き説教を聽聞したるもの極めて夥多しと雖も之に由て其道徳を進めたるもの幾干かある、況んや其感情は動き易く其意志は挫け易き囚人を改善するに宗教的教誨にのみ依頼せんとするは危きに近からずや夫の囚人が宗教的教誨を聽き涙を流し胸を打つ状を見て直に其感化の深切悠久なるを想ふは全く素人の觀察なり

宗教的教誨を唱ふる一派の論者は言はん囚人の心は世界に家郷を失ふて宇宙に彷徨す豈に憫然ならずや先づ彼れらに信仰を與へ而して安心の立命の地を得させよ他は皆な之に従はん何となれば改過遷善は安心立命の果にして安心立命は改過遷善の源なればなりと、予輩は宗教的教誨が囚人に信仰を與へ安心立命の地を與へ之に由て彼輩を善良なる國民に復らしむることを希望して止まざるなり然れども宗教的教誨が此の如き効果を生じたる實例に甚だ乏しきは予輩か深く憾とする處なり、例之は本集治監(樺戸)の如きは數年真宗派の教誨師熱心に宗教的教誨を施せり果して其効果幾干ぞ、之を顧みるときは思半に過

ぐるものあらん、加之一監の内に種々の宗教を信するものあるとき尋常の教誨師は宗教的教誨の名を以て我宗教の功徳を激稱し他の宗教を漫罵して其信徒の信仰を助くることもなく未信徒の轉迷を扶くることもなきことは予輩が往々耳にする處の怪聞なり、斯の如き教誨、囚人の改過遷善に幾千の効力ありや予輩が今日の宗教的教誨の効果を疑ふ故なきにあらざるなり、今試みに一步を譲りて宗教的教誨を以て最も有効有力なる教誨と爲すも到底本監に採用し難きを如何にせん、教誨の目的は勿論成る可く全監の囚人をして之れを謹聴し之れを服膺し之を履行して改過遷善の効を奏せしむるにあり然るに本道各監の囚徒大約七千名其中には佛敎信者あり神道信徒あり儒敎を尊むものあり西敎に志すものあり等しく佛敎徒にして格鑿相容れざるか如き者あり若し宗教的教誨を施とせば何れの宗教を採用せば能く全監の囚人をして不平等なく謹聴せしむ可きか假令常に一部の囚人に謹聴せらるゝ、教誨主義と雖とも其餘の囚人に嫌厭せらるゝときは適當なる主義と言ふ可からず今日最も有力なる教誨論者は此の困難を避けんが爲めに囚人は全く無宗教なりと看做して可なりとの説を唱ふるに至れり、然れども此の説たるや囚人の實狀に通せざるの説と言はざるを得ず、蓋し囚人は迷華の念甚た強く教誨師の説く所己れの信仰と合すれば可なり苟くも合せざるときは其耳を聳にして敢て

聽かす其心を頑にして敢て悟らざる者極めて多し、論者の説は斯くの如く多く囚人の實狀に通せざるものたるのみならず囚人の宗教心を甚た蔑視したる者なり、知らずや歐米諸國の政府は囚人の信念を養ふに甚た親切なるを、例之は佛蘭西にては監獄には諸宗の教師を備へ囚人をして一人も己れと信仰を同ふする教師の教誨を聽さ慰藉を受くること能はざるものなからしむ白耳義に於ては若し新敎信徒該宗の教師なき地方に繋かるるときは之を他の地方より招きて敎を受けしむ、然らば若し本監の如き諸宗の囚徒を抱有する監獄に於て強て宗教的教誨を施さんと欲せば必らず各宗の教師を入れて其信徒の信仰を養はざるを得ず之れ果して實行せらる可きか、實行して果して其効道義的教誨に優るものあるか、宜なり故ワインズ氏は熱心なる宗教的教誨論者なるに諸宗の信徒を有する監獄に於ては一個の宗教をのみ敎ゆ可からずと言へるや

今日宗教的教誨の効果斯の如く疑はしく其採用斯の如く困難なるに反して道義的教誨を施すときは其効果必ず期す可くして其採用甚た易し、假令一監の内世界に有する宗教を信する囚徒を集むるとも道義教誨を用ゆるときは毫も差支なし、道義敎會は其感化或は宗教的教誨の如く速かならざらん然れども所謂枯衰せる囚人の道念を涵養し之を鼓吹し今日一惡を去り明日一善を行はしめ以て久しきに至らば遂に最

も深切なる最も悠久なる感化を施すことを得て其効果宗教的教誨に優るものあらん

らずと雖とも囚徒の言動漸く改まり役に服するや勲、監に在るや謹慎、數年前の囚徒と大に異なる所以のもの誠に紀律整ひ警戒備はりしに依ると雖とも教誨の効與りて力ありと信す、而して教誨の効を奏したる所以は宗教的ならずして道義的なるに依らずんばならず若し果して道義的教誨之本監に施して既に多少の効果ありとせば之を全國に施して益々其効果の著るしからんと信じて疑はざるなり

第一項に對する答申
 教誨師 大塚右金次
 不肖監獄教誨に従事してより僅に一年、未だ實験と名づく可き程のもの無し豈に敢て諮問に應ずと謂はんや然れども已に職に教誨に在り多少の意見と平生の希望とあることなれば聊か之れを述べて以て清聽を瀆さんと欲す

親感なり、然るに鋼路網走兩分監の如きは道義的教誨を行へるにも抱はらず自ら進んで佛法を研究し之れに由て信仰を養ひ其道徳を修むるもの數十名あり、さらば宗教の感化力によりて囚人を改善せんと欲するものは心を安んじて道義的教誨の主義に賛同して可なり何れの國何れの時に於ても高尚なる道徳ハ高尚純正なる宗教に入ること妨ぐる墻壁にあらざして反て其門戸なり

予輩が既に陳述したる如は多少事實に徴することを得可し北海道集治監が全道を通して同一主義を以て教誨を施すに至りしは明治廿四年八月に發布されたる官制改革に始まり其實験の歲月多からず之れに従事する教誨師も始は二八漸く加つて今日六人なり而して囚徒は大約七千名、加ふるに各監共其囚人の中には近きは數里遠きは數十里の地に出没して教誨を施し難きもの少なからざれば教誨の效果著るしか

爰に宗教上何の好惡も其心になき人にして且つ過失少なき一生を送らんと心を傾くる者に道義教誨を加ふるに宗教教誨を加ふると孰れか勝るべきやと問ふ人あらば不肖は宗教々誨勝るべしと答ふるに躊躇せざるべし是れ不肖一身上の經歷に徴して疑ふ能はざる所なり然れども是れ其心已に道に向ひ且宗教上何の好思も其心になき人たることを記し得ざる可らず今監獄教誨を宗教的にせざる可らずと唱道する人の言を聞くに囚人は國の法律を犯す程のものなれば之を無宗教者と見做し何にても一派の宗教々誨を施す

べし道義教誨は聴者を感動せしむること甚だ鈍く効
果顯著ならざるの憾みありと是れ何等の言ぞや四人
を無宗教者と見做すと言ふが如きは人心を蹂躪した
る甚だしき者と謂ふべきなり是れ豈に謹嚴なる宗教
信者の忍て發し得る言ならんや宗教を信せざるの人
宗教教誨を唱道すとせば其幾何の價値ある説なるか
深く論するに足らざる可し

北海道の集治監に在ては現に佛教の僧侶神道家及基
督教信者を囚人中に見るとなれば假令少數者なりと
て此等をも無宗教者と見做し能はざるべし若し少數
者なりと謂ひて一派の宗教教誨を彼等に加へなば其
如何なる結果の生す可きや決して輕々に看過し能は
ざるべし

好し無宗教者と見做さずとも彼等にして若し深く宗
教を味ひし者ならんにはたとひ他の宗教を説き聴か
せらるゝも其説教中より幾多の眞理を見出たして修
身行道の資となすべし唯夫れ罪囚とある程のものな
れば此の如き眼光と此の如き度量とを有せず却て拗
したる宗派心を有す故に一派の宗教を以て教誨を施
すときは彼等の反動を起し黨派心を抱かしめ眞理を
聽かんとするの耳を塞がらむ

宗教的教誨を唱道する論者も若し道義的教誨にして
効力あるを認めは一宗教に由らすして一般人間の踏
み行くべき何人も服従せざる可らざる道義を教誨す
るに異存なかるべく却て之れに賛同することゝ信す

而して不肖の見る所を以てすれハ道義教誨は囚人感
化上大なる効力を有す

道義教誨は道義學の講義にあらず若し何の氣魂も勢
力もなき道義學の講義を以て道義教誨と同一視せば
其効力に疑ひを入るときは尤もなる次第なれども不
肖の所謂道義教誨なるものは斯るものに非ず

教誨師の心中に生きて働く所の道義即ち教誨師が躬
行實踐する所の道義切言すれば教誨師其人の品格、
眞心、生命を自ら口に言ひ顯はし其幻影を囚人の腹
中に催し囚人の心裏に教誨師其人を活現せしむる是
を不肖が所謂道義教誨なり

不肖今之を教誨師に承け身親ら道義教誨をなすの任
に當る而して道義教誨に關し言ふ所實に大なり自ら
其狂妄の甚たしきを知る豈に敢て之れを能くすと聞
はんや

戦々兢兢として日々其及はざらんことを是懼る然れ
ども滿腹の精神を擧げて期する所は實に此處に在り
唯實に此處に在り故に謹て監獄教誨の宜しく道義的
なる可いと信する理由を述ふると此の如し

(以下次號)

